

令和2（2020）年度 第1回柏崎市行政改革推進委員会

次 第

令和2（2020）年7月29日（水）

15：30～17：00

市役所本館小会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 委員長の互選

(2) 職務代理者の指名

(3) 第二次行政経営プランの実施結果及び検証に関する報告 資料1

(4) 今年度の行政改革推進委員会の予定 資料2

4 閉 会

柏崎市第二次行政経営プラン

～質の高い行政サービスをめざして～

(計画期間:平成29(2017)年度～令和元(2019)年度)

実施結果及び検証に関する報告

令和2(2020)年6月

柏 崎 市

目次

1	第二次行政経営プランの策定経緯.....	- 1 -
2	第二次行政経営プランの実施結果.....	- 1 -
3	47の実施事項の概要.....	- 2 -
4	第二次行政経営プランの検証.....	- 7 -
5	今後の行政経営の在り方.....	- 7 -
	実施結果及び効果検証等一覧表.....	- 8 -
	実施事項.....	- 10 -

1 第二次行政経営プランの策定経緯

柏崎市は、簡素で効率的な行財政運営の実現と市民サービスの向上を目的に、平成8年度から行政改革に関する計画の策定に取り組み、定員管理の適正化、情報化・電子化の推進、市有施設の民営化及び民間委託等を行い、成果を上げてきました。

平成26年度からは、これまでの経費削減による管理中心の行政運営や画一的な量による行政サービスの提供から、限られた経営資源を有効活用し、質の高いサービスを効率的・効果的に提供する行政経営への転換を図り、「質の高い行政経営による市民サービスの向上」を基本理念とした「行政経営プラン」を策定しました。

第二次行政経営プランは、「質の高い行政経営による市民サービスの向上」を基本理念とした前プランの継続型として、これからの行政経営の推進に向けた基本的な考え方と具体的な取組を示しました。

2 第二次行政経営プランの実施結果

第二次行政経営プランでは、各年度における具体的な取組の実施と数値目標の達成状況について、(1)、(2)の基準に照らし、－（ハイフン）・A・Bの3段階評価を実施しました。

【基準】

- (1) 「年度別計画及び指標」の【計画（何をどこまで実施するか）】を実施したか
- (2) 「年度別計画及び指標」の【実績】の値は、【計画】の値以上か

【評価】

- －（目標達成済）：計画期間終了前に最終目的又は数値指標を達成した
- A（計画どおり）：【基準】(1)(2)を全て満たした
- B（計画未済）：【基準】(1)(2)のいずれかを満たしていない（Aに該当しない）

4.7 実施事項の令和元（2019）年度期末の評価

－（目標達成済）	A（計画どおり）	B（計画未済）
9 事項	31 事項	7 事項

前プランでの課題を踏まえ、全体的にスピード感をもって取り組むことに努めました。その結果、前プランでは、3年の計画期間終了前に完了した実施事項は50事項中4事項（8％）でしたが、第二次行政経営プランでは、計画期間終了前に完了した実施事項は47事項中9事項（19％）に増加しました。

また、前プランでの課題として、終了時点で全ての実施事項を計画どおりと評価しているが、内容を見ると評価が甘いとの指摘を受けました。それを受け、可能な限り数値指標を設定するとともに、計画内容又は数値指標のいずれかが未達成であれば、その期間は計画未済と評価することを徹底しました。その結果、計画期間終了時点において計画未済と評価した実施事項は、前プランでは0事項でしたが、第二次行政経営プランでは7事項となりました。

評価を厳しくしたことにより、計画未済と評価した事項もありましたが、3年間の計画期間における最終目標は、おおむね達成することができたと考えます。その内容としては、本プランが始まった平成29（2017）年度当初には無かった行政サービスの提供（インターネットを活用した体育施設予約及び花火大会の座席販売など）、既存の内部事務の改善（公共施設マネジメントの推進、施設及びイベントの統合など）、民間人材の活用（外部人材の登用及び市民後見支援員の養成など）が挙げられ、市民サービスの向上に努めました。

3 47の実施事項の概要

目標1 メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

【No.1：空き家等の適正管理の推進】

特定空家等審議会を開催し、市の特定空家等に関する行政指導、代執行に関する議論を行いました。また、法に基づく特定空家等の所有者に対する助言・指導書や再勧告書の交付及び平成30（2018）年7月に開設した空き家バンクの取組により、3年間で25件の特定空家の削減を行い、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図りました。

【No.2：マイナンバーカードを利用したサービスの推進】

令和元（2019）年度末までに市が提供する10件のサービスについて、マイナポータルを利用してサービスの提供を行いました。マイナポータル機能改修及び市が令和5（2023）年度に予定している基幹系システムの更新に合わせ、市の制度をマイナポータルへ追加していくほか、マイナンバーカードの多目的利用に関して、庁内の関係課と検討を行います。

【No.3：体育施設におけるインターネット予約の推進】

平成30（2018）年4月から白竜テニスコート、駅前テニスコート、海岸公園運動広場、総合体育館研修室の4か所について、インターネットから直接利用予約を行えるようになりました。

【No.4：海の大花火大会有料観覧席客数の増加】

購入者の選択肢の増加、周知範囲の拡大及び有料観覧席販売委託業者の業務負担の減少が見込めたため、計画より1年前倒しとなる平成30（2018）年度からインターネット販売による有料観覧席の販売を行いました。

【No.5：新庁舎における効率的な総合窓口業務の検討】

新庁舎総合窓口フロアにおけるスムーズな窓口案内の実現のため、番号発券機システムを導入することとなり、総合窓口業務の中心を担う市民課とともに、導入予定機器を決定しました。

【No.6：ガス事業民営化の実施】

平成29（2017）年4月から市と譲渡先の双方がプロジェクトチームを編成して事業の引継ぎを行い、平成30（2018）年3月31日をもって北陸瓦斯株式会社へガス事業の譲渡を行いました。

【No.7：上下水道局お客さま対応窓口の一元化】

平成29（2017）年度に広報かしわざきでの市民周知や工事店説明会を行い、対応受付窓口の一元化に向けた準備を進めました。平成30（2018）年度から、水道・下水道の宅内修繕や施設内工事など宅内に関する対応受付窓口をお客さまサービス課（現：施設維持課）に一元化し、ワンストップサービスの提供を行うことができました。

【No.8：適正な文書管理及び紙文書量の削減の実施】

新たな文書管理規程とファイル規準表に基づく文書管理により、全庁における文書保存業務と公文書目録の作成作業を電子化し、可視化と検索性能の向上を図りました。職員一人当たりの文書量は、新庁舎への移転により保存文書量を抑制しなければならないことから、減少傾向にあります。

【No.9：全庁的な業務改善活動の実施】

平成29（2017）年度は全所属からの業務改善活動の募集により、平成30（2018）年度からは市長による事業峻別の手法により、毎年取組方法を変更しながら全庁的に日々の業務の見直しを図り、作業時間の短縮や職員の意識改革を図りました。

【No.10：行政評価（事務事業評価）の実施】

平成29（2017）年度は財務部にて、平成30（2018）年度からは総合企画部にて、担当課による自己評価及び附属機関である行政改革推進委員会による外部評価を実施しました。外部評価の対象件数は、各年度における実施手法に合わせ、適正な件数となるよう努めました。

外部評価の結果は担当課へ周知し、翌年度の事業計画及び予算要求へ反映させました。

【No.11：ゼロ市債活用の推進】

公共工事の端境期解消と施工時期の平準化を図るため、3年間で平均16件のゼロ市債を活用した工事発注を行い、建設業者の経営の効率化と雇用の安定、早期完成による行政サービスの向上等を図りました。

【No.12：児童クラブの民間委託の推進】

民間への業務委託の条件が整った施設から順次民間委託を進め、平成31（2019）年4月1日時点で市内に設置している児童クラブの業務については、全て民間委託を行いました。

【No.13：新都市監査基準に基づく監査の実施】

総務省から監査基準の指針が平成30（2018）年度末に示され、令和元（2019）年度から新都市監査基準に基づく効果的・効率的な監査を定期監査において実施しています。

目標2 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

【No.14：庁舎整備基金積立ての継続と公共施設維持管理基金設置の検討】

庁舎整備基金は、1年前倒しとなる平成30（2018）年度末までに18億円を積み立てることができ、令和元（2019）年度からの新庁舎整備費に充当しています。公共施設維持管理基金の設置は、今後要する公共施設等の維持管理に要する積立額の検討を継続し、令和3（2021）年度以降の積立開始を目指します。

【No.15：新たな自主財源確保の検討】

新たな自主財源の確保に関しては、公募により広告付き封筒の無償提供事業者を選定し、平成31（2019）年1月から市民課、税務課、二町事務所の窓口封筒を設置しています。また、市有施設の電気料金の削減に関しては、小中学校や図書館、指定管理者制度による管理施設への導入を行い、電気料金を削減しました。

【No.16：適正課税の実施による安定財源の確保】

償却資産の申告制度の理解浸透を推進し、課税適正化と安定財源の確保を図るため、平成29（2017）年度と30（2018）年度には50件以上の調査及び課税を行いました。令和元（2019）年度は、職員を地震や台風災害の被災地へ派遣したこともあり、家屋評価業務を優先せざるを得ない状況でしたが、可能な限り調査を行い、適正な課税を行いました。

【No.17：斎場の効率的な運営及び受益者負担の適正化の検討】

指定管理者制度の導入については、現在の職員人件費を含めた経費より指定管理者制度の経費が増加することから、直営よりも効果的・効率的な施設管理が見込めないため現体制を維持することとしました。また、斎場使用料についても、県内の状況を調査した結果を踏まえ、管内使用者は現状と同じ無料としました。

【No.18：新地方公会計の推進】

毎年の決算公表に合わせ、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、ホームページにて公表しています。また、作成した財務4表の活用について検討を行い、コミュニティセンターのコストの算出及び比較分析を進め、今後の公共施設の在り方についての検討資料として活用しました。

【No.19：予算編成手法の改革に向けた検討】

毎年の予算編成作業時において、事務事業評価の結果を反映させるとともに、一部の予算科目において前年度から一定の割合で削減することを原則とし、スリム化かつメリハリある予算編成を行いました。

【No.20：土地開発公社の在り方の検討と保有地の整理】

平成29（2017）年度中に県の認可を受け、出雲崎町及び刈羽村の脱退による「柏崎市土地開発公社」への組織改編を行いました。また、土地開発公社が保有する土地については、関係団体との協議を行いながら、売却に向けた取組を行っています。

【No.2 1：使用料・手数料の適正な見直し】

使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、5年ごとに集中見直しを実施していますが、更新時期を迎える指定管理者制度導入施設や新規発生分は、随時見直しを行いました。

【No.2 2：補助金・負担金の適正な見直し】

予算編成前に検討委員会を開催し、補助金等について、可、不可、廃止の判断を行いました。判断結果は、翌年度の予算編成に反映し、財源の有効活用を図りました。

目標3 効率的で効果的な組織・体制づくり

【No.2 3：機能的な組織・機構の構築】

市民本位で効率的な業務を行うことができる組織体制を構築するため、部課長級の意見を聴取し、翌年度の組織機構への反映を図りました。また、組織の職員数についても、ガス事業民営化、新庁舎への移転など、各年度における重要課題を考慮して適正な配置を行いました。

【No.2 4：多様な任用形態の活用】

高度な専門的知識・経験を要する行政課題に対して外部人材の活用を図るため、ICT及び地域情報化に関する専門的な知見を有する人材として情報政策官を、分野横断的かつ戦略的にシティセールスを推進するための人材としてシティセールスアドバイザーを登用しました。また、再任用職員や任期付職員制度など、職員任用の多様化に対応し、効果的な行政運営に努めました。

【No.2 5：人材育成の推進】

人材育成計画や令和元（2019）年度からの人材育成指針に基づき、職位階層別研修や業務専門研修などの実施や外部派遣により、職員の意識改革及びスキルアップを図りました。人事評価についても、職員の育成が目的であることから、育成面談に重点を置いた内容で繰り返し評価者研修を実施し、評価者による評価の平準化を図りました。

【No.2 6：ガス事業民営化後の新組織に対応する人材育成】

水道・下水道の両方の工事設計・監督ができる技術力の育成を図るため、設計マニュアルの利用及び専門別研修の実施により、1人で工事の標準的な設計や監督ができる人材の育成に努めました。

【No.2 7：若手消防吏員を中心とした人材育成の推進】

消防職員人材育成方針に基づき指導者を任命し、入署5年目までの消防吏員を対象として各分野の所属内教育及び集合教育を積極的に実施し、消防力の強化及び人材育成を図りました。

【No.2 8：女性職員の活躍の推進】

女性職員自身のキャリアアップに関する外部研修への職員派遣及び内部研修の実施並びに女性活躍を支える男性管理職員への内部研修を実施し、職員のワークライフバランスの意識向上を図りました。また、男性職員の育児休業、配偶者の出産休暇の取得を推奨するため、休暇制度の情報提供を継続的に実施しました。

【No.2 9：女性消防吏員の活躍に向けた取組の推進】

企業説明会において、女性消防職員が実体験を交えた説明を行うことで、女性吏員の採用拡大に向けたPRを行いました。その結果、女性消防吏員の割合は2.8%から4.0%へ拡大しました。

目標4 資産の計画的なマネジメント

【No.3 0：公共施設マネジメントの推進】

公共施設等総合管理計画の類型別の個別施設計画を策定し、公共施設等マネジメント推進本部会において、地区ごとの施設の再配置方針及び2つのモデル地区の承認を得ました。モデル地区として、鶴川地区及び西山地区が選定され、地域住民と協議を重ね、公共施設の再配置を進めます。

【No.3 1：橋りょう長寿命化修繕計画の促進】

橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、市道橋に対して5年に1回の近接目視点検を計画的に実施しました。修繕の必要があると判断した合計28橋の修繕工事を3年間で行いました。

【No.32：農業集落排水処理施設の統合】

令和元（2019）年度末までに、予定どおり別山地区と別山北部地区における処理場の統合を完了し、効率的な汚水処理を行いました。

【No.33：学校給食共同調理場の適正配置の検討】

各地区の生徒・児童数及び今後5年間の新入生数の状況から調理場機能を統合するほか、調理業務の委託契約を変更し、当初の計画から1年前倒しとなる令和元（2019）年度末をもって調理場の配置と業務量の適正化を行いました。

【No.34：農業施設の機能確保と長寿命化の検討】

月1回以上農道パトロールを実施し、軽微な修繕が必要な農道の整備を年平均で26件実施しました。また、平成30（2018）年度に策定した修繕計画に基づく確認を行ったところ、補修の緊急性が高い農道があったため、令和2（2020）年度から3か年にわたる道路補修工事を実施します。

【No.35：都市計画道路整備の新たな事業手法検討】

日吉町桜木町線比角工区において、用地の取得と暫定整備工事を進め、都市計画道路の整備を進めています。

【No.36：道路照明の計画的な更新】

平成28（2016）年度までの点検結果に基づき、平成29（2017）年度の更新と今後の更新計画を策定しました。平成30（2018）年度からは、更新計画に基づく照明の建て替えや照明灯具の交換を行いました。

【No.37：未利用財産の利活用及び処分】

毎年、未利用土地の現状分析を進め、処分方針を決定し、3年間で805㎡の土地を新たに公売対象に追加するとともに、未利用土地の売却を行いました。

【No.38：未利用財産の利活用及び処分】

3年間で2施設の水道休止施設の解体整備を完了しました。また、1施設については地元関係者と協議を継続しています。

目標5 地域の総合力の向上

【No.39：市民活動団体等への支援及びリーダーの育成】

元気なまちづくり事業については、3年間で20団体に対して補助金を交付し、市民活動を担う人材の更なる発掘、育成を図りました。

市民活動アドバイザー等派遣事業については、市民活動団体からの依頼により外部の専門家を派遣していましたが、令和元（2019）年度からは、かしわざき市民活動センター「まちから」のコーディネーターがその役を担い、市民活動団体への支援を行いました。

【No.40：かしわざき市民活動センターの活用】

かしわざき市民活動センター「まちから」を活用するため、チャレンジデーと交流会の2つの取組を行い、個人・団体の活躍の場を提供するとともに、市民活動団体間の交流を促しました。令和元（2019）年度は、自分の生き方を探求しながら地域の課題解決に向けた活動の推進を図るライフワークスクールと活動テーマごとの意見交換の場となるアイデア交換会を実施しました。

【No.41：広聴広報活動の充実】

職員へホームページの作成研修を実施し、広報力の向上を図りました。また、ホームページやSNSを利用し、イベントの開催や災害・感染症の案内など、市民に対して幅広い情報発信を行いました。SNSに投稿された市民からのコメントにも返信を行い、双方向の広報広聴活動に努めており、SNSの関心を示す値も年々増加しています。

【No.42：成年後見人制度の普及啓発と支援体制の拡充】

成年後見人制度の普及啓発と支援体制の拡充を図るため、柏崎市社会福祉協議会と共同で市民後

見人養成講座を開催しました。平成29（2017）年度末で市民後見支援員登録数が計画値を達成したことにより、本プランにおける取組は2年前倒しで完了しました。

【No.4 3：地域の助け合い体制の充実】

地域全体で支援を必要とする高齢者を支える体制づくり及び取組を推進するくらしのサポートセンターの担い手となるくらしのサポーターを養成するための講座を開催しました。平成29（2017）年度末で計画値を達成したことにより、本プランにおける取組は2年前倒しで完了しました。

【No.4 4：こころのゲートキーパー養成研修の実施】

心の悩みを持つ人に対して周囲が気付く・支える意識を持ち自殺の予防を図るため、中学生から高齢者までの幅広い年齢層へ出前講座を行いました。また、中学生には、意識付けの機会として、啓発ポスターの作成に協力してもらいました。

【No.4 5：妊娠・出産・子育てに関する知識の普及啓発】

啓発リーフレットを活用し、市内の高校、大学及び事業所へ出向き、妊娠や出産に対する正しい知識の啓発を行いました。大学では学園祭とコラボすることで、通常健康教育では接点がない大学生に啓発する機会となりました。

【No.4 6：西山ふるさと公苑を核とする西山地域の活性化】

地域文化の発信、交流機能の拠点となっている西山ふるさと公苑の充実を図るため、週末開館日における複数職員の配置並びに展示及びイベント内容の見直しを行い、集客力の増加に努めました。また、令和2（2020）年度から指定管理者制度による管理が行われています。

【No.4 7：食のイベントの見直しの実施】

食の地産地消推進事業として同時に開催している「ぱくもぐフェア」、「農業まつり」、「かしかり虹まつり」の3つのイベントについて、関係団体と協議し、平成30（2018）年度から「秋の収穫祭」として一本化しました。

4 第二次行政経営プランの検証

47の実施事項について、4つの観点により実施効果を確認し、あわせて、今後の行政改革の在り方を示した行政改革指針の5つの柱に照らし、令和2（2020）年度以降の行政改革における継続の必要性を検証しました。

【実施効果の確認における4つの観点】

市民満足：市民の利便性やサービスの向上、地域振興に資する取組であったか
社会課題：社会的な課題の解決に資する取組であったか
経済効果：経費の節減、財源の確保、事業の効率化・省力化に資する取組であったか
意識改革：職員の意識改革、モチベーション向上、自治経営の向上に資する取組であったか

【行政改革指針の5つの柱】

- 1 社会情勢や時代のニーズを的確に捉え、常に事務事業を見直します
- 2 行政と民間の役割を踏まえ、民間活力を効果的に活用します
- 3 行政課題に速やかに対応するため、人材育成や組織の在り方を検討します
- 4 ICTを活用し、最適な業務の執行方法を追求します
- 5 コスト管理を徹底し、持続可能な財政基盤の確立を図ります

検証の一覧表は次頁に示しますが、継続の必要性に◎と記している25事項に関しては、実施効果が認められ、行政改革指針の5つの柱とも一致することから、行政改革の観点から継続の必要性が高い事項と位置付けました。

また、○と記している15事項に関しては、類似する内容は行政改革の観点をもって行うべき取組と位置付けました。例えば、実施事項No.17及びNo.46は、斎場及び西山ふるさと公苑への指定管理者制度の導入を検討するという所期の目的を達成しました。しかし、他の公共施設における同様の検討は今後も実施する必要があるため、○と記しています。また、実施事項No.3について、体育施設におけるインターネット予約を導入するという所期の目的は完了しましたが、ICTを活用した市民の利便性の向上を図ることは、公共施設の予約に限りません。ICTを活用した各種申請や申込みの検討は、今後も継続した実施が必要であるため、○と記しています。

この40事項に関しては、行政改革の観点から継続の必要性がある事項のため、第五次総合計画後期基本計画若しくは各種計画における具体的な取組として位置付ける、又は事務事業予算を確保することにより、継続的な実施が適当であると判断されます。

5 今後の行政経営の在り方

行政改革は、市民の皆様に必要な行政サービスを継続的に提供するための重要なツールであり、持続可能な自治体経営を実現するための根幹を成すものです。人口減少・少子高齢化が進行し、厳しい財政状況にある市政において、質の高い行政サービスを継続して提供するためには、行政改革の取組が不可欠です。

今後も、行政改革指針に基づき、ニーズを的確に捉えた事務事業の見直し、公と民の役割を踏まえたパブリックサービスの在り方の検討、行政課題に速やかに対応できる人材育成や組織の構築、ICTなどの革新的な技術を活用した最適な業務執行の追求、持続可能な財政基盤の確立など、市民の福祉向上のため、具体的な行政改革の歩みを進めていくこととします。

実施結果及び効果検証等一覧表

(凡例)

【実施結果】

S:計画以上、A:計画どおり、B:計画未満、-:目標達成済

【効果検証】

取組を行ったことにより、以下に該当すれば○
 (市民満足)市民の利便性やサービスの向上、地域振興に資する取組であったか
 (社会課題)社会的な課題の解決に資する取組であったか
 (経済効果)経費の節減、財源の確保、事業の効率化・省力化に資する取組であったか
 (意識改革)職員の意識改革、モチベーション向上、自治経営の向上に資する取組であったか

【総括】

(行政改革指針との関連)
 行政改革指針の5つの柱に沿ったものであれば、以下の(1)~(5)、該当がなければ—
 (1)社会情勢や時代のニーズを的確に捉え、常に事務偉業を見直します
 (2)行政と民間の役割を踏まえ、民間活力を効果的に活用します
 (3)行政課題に速やかに対応するため、人材育成や組織の在り方を検討します
 (4)ICTを活用し、最適な業務の執行方法を追求します
 (5)コスト管理を徹底し、持続可能な財政基盤の確立を図ります

(継続の必要性)

◎:行政改革の観点からは、継続の必要性が高い
 ○:所期の目的を達成しているが、類似する内容は、行政改革の観点をもって取組を行う
 —:行政改革の観点からは、所期の目的を達成済である

目標	No	実施事項	所管課	実施結果						効果検証				総括	
				H29		H30		R元		市民満足	社会課題	経済効果	意識改革	行政改革指針との関連	継続の必要性
				中間	期末	中間	期末	中間	期末						
メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進	①	空き家等の適正管理の推進	建築住宅課	A	A	A	A	—	—					—	—
	2	マイナンバーカードを利用したサービスの推進	企画政策課	A	A	A	A	A	B	○				—	—
	3	体育施設におけるインターネット予約の推進	スポーツ振興課	S	S	—	—	—	—	○				(4)	○
	4	海の大花火大会有料観覧席客数の増加	商業観光課	A	A	S	S	A	A	○		○		(4)	○
	⑤	新庁舎における効率的な総合窓口業務の検討	総務課	A	A	A	A	A	A	○		○		(1)	◎
	6	ガス事業民営化の実施	上下水道局経営企画課	A	A	—	—	—	—			○		(2)	○
	7	ガス水道局お客さま対応窓口の一元化	上下水道局施設維持課	A	A	A	A	—	—	○				(1)	○
	⑧	適正文書管理及び紙文書量の削減の実施	総務課	B	A	A	B	A	B			○		—	—
	9	全庁的な業務改善活動の実施	人事課	A	A	A	A	A	A			○		(5)	◎
	10	行政評価(事務事業評価)の実施	人事課	A	A	A	A	B	B	○				(1)	◎
	11	ゼロ市債活用の推進	契約検査課	A	A	A	A	A	A	○				—	—
	12	児童クラブの民間委託の推進	子育て支援課	A	A	A	A	A	—		○			(2)	○
	13	新都市監査基準に基づく監査の実施	監査委員事務局	A	A	A	A	A	A					—	—
コスト意識を踏まえた健全な財政運営	14	庁舎整備基金積立の継続と公共施設維持管理基金設置の検討	財政管理課	B	B	A	A	A	A			○		(5)	◎
	15	新たな自主財源確保の検討	財政管理課	A	A	B	B	B	B			○		(5)	◎
	16	適正課税の実施による安定財源の確保	税務課	A	A	B	A	B	B			○		(5)	◎
	17	斎場の効率的な運営及び受益者負担の適正化の検討	市民課	A	A	A	A	A	A					(2)	○
	⑱	新地方公会計の推進	財政管理課	A	A	A	B	A	A			○		(5)	◎
	19	予算編成手法の改革に向けた検討	財政管理課	A	A	A	A	A	A			○		(5)	◎
	⑳	土地開発公社の在り方の検討と保有地の整理	財政管理課	A	A	A	A	A	A			○		(5)	◎
	21	使用料・手数料の適正な見直し	財政管理課	A	A	A	A	A	A			○		(5)	◎
	22	補助金・負担金の適正な見直し	財政管理課	A	A	A	A	A	A			○		(5)	◎
効率的で効果的な組織・体制づくり	⑳	機能的な組織・機構の構築	人事課	A	A	A	A	A	A		○			(3)	◎
	24	多様な任用形態の活用	人事課	A	A	A	A	A	A		○			(3)	◎
	㉑	人材育成の推進	人事課	A	A	A	A	A	A			○		(3)	○
	26	ガス事業民営化後の新組織に対応する人材育成	上下水道局建設課	A	A	A	A	A	A			○		(3)	○
	27	若手消防吏員を中心とした人材育成の推進	消防本部・消防署	A	A	A	A	A	A			○		(3)	○
	㉒	女性職員の活躍の推進	人事課	A	A	A	A	A	A			○		(3)	○
	29	女性消防吏員の活躍に向けた取組の推進	消防総務課	A	A	A	S	—	—			○		(3)	○

実施結果及び効果検証等一覧表

【凡例】

【実施結果】

S:計画以上、A:計画どおり、B:計画未満、-:目標達成済

【効果検証】

取組を行ったことにより、以下に該当すれば○
 (市民満足)市民の利便性やサービスの向上、地域振興に資する取組であったか
 (社会課題)社会的な課題の解決に資する取組であったか
 (経済効果)経費の節減、財源の確保、事業の効率化・省力化に資する取組であったか
 (意識改革)職員の意識改革、モチベーション向上、自治経営の向上に資する取組であったか

【総括】

(行政改革指針との関連)
 行政改革指針の5つの柱に沿ったものであれば、以下の(1)～(5)、該当がなければ—
 (1)社会情勢や時代のニーズを的確に捉え、常に事務俣業を見直します
 (2)行政と民間の役割を踏まえ、民間活力を効果的に活用します
 (3)行政課題に速やかに対応するため、人材育成や組織の在り方を検討します
 (4)ICTを活用し、最適な業務の執行方法を追求します
 (5)コスト管理を徹底し、持続可能な財政基盤の確立を図ります

(継続の必要性)

◎:行政改革の観点からは、継続の必要性が高い
 ○:所期の目的を達成しているが、類似する内容は、行政改革の観点をもって取組を行う
 —:行政改革の観点からは、所期の目的を達成済である

目標	No	実施事項	所管課	実施結果						効果検証				総括	
				H29		H30		R元		市民満足	社会課題	経済効果	意識改革	行政改革指針との関連	継続の必要性
				中間	期末	中間	期末	中間	期末						
資産の計画的なマネジメント	30	公共施設マネジメントの推進	財政管理課	A	A	A	A	A	A		○	○		(5)	◎
	31	橋りょう長寿命化修繕計画の促進	道路河川課	A	A	A	A	A	A		○	○		(5)	○
	32	農業集落排水処理施設の統合	上下水道局建設課	A	A	A	A	A	A		○	○		(5)	○
	33	学校給食共同調理場の適正配置の検討	教育総務課	A	A	A	S	A	A		○	○		(5)	○
	34	農業施設の機能確保と長寿命化の検討	農林水産課	A	A	A	A	A	A		○	○		(5)	○
	35	都市計画道路整備の新たな事業手法検討	都市計画課	A	A	A	A	A	A		○	○		(5)	○
	36	道路照明の計画的な更新	道路維持課	B	B	A	S	A	A		○	○		(5)	○
	37	未利用財産の利活用及び処分	財政管理課	A	A	A	A	A	A		○	○		(5)	◎
地域の総合力の向上	38	水道休止施設の解体の実施	上下水道局建設課	A	A	A	A	A	A			○		(5)	○
	39	市民活動団体等への支援及びリーダーの育成	市民活動支援課	A	A	B	B	B	B	○				(2)	○
	40	かしわぎ市民活動センターの活用	市民活動支援課	A	A	A	B	B	A	○				(2)	○
	41	広聴広報活動の充実	元気発信課	A	A	A	A	A	A	○				(4)	○
	42	成年後見人制度の普及啓発と支援体制の拡充	福祉課	S	S	—	—	—	—		○			(2)	○
	43	地域の助け合い体制の充実	介護高齢課	A	S	—	—	—	—		○			(2)	○
	44	こころのゲートキーパー養成研修の実施	健康推進課	A	A	A	A	A	B		○			—	—
	45	妊娠・出産・子育てに関する知識の普及啓発	子育て支援課	A	A	A	B	A	A		○			—	—
46	西山ふるさと公苑を核とする西山地域の活性化	西山町事務所	A	A	A	A	A	A			○		(2)	○	
47	食のイベントの見直しの実施	農政課	A	A	A	S	—	—	○		○		(1)	○	

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	1 行政サービスの充実		No	1
実施事項	空き家等の適正管理の推進		所管課名	建築住宅課
現状と課題 (これまでの取組)	管理不全な空き家に関する相談件数の増加を受け、平成25年4月に柏崎市空家等の適正な管理に関する条例を施行し、管理不全な空き家の適正管理を推進してきた。平成27年5月には空家法が施行されたことに伴い条例を改正し、対応している。今後も、法に規定する特定空家等(管理不全な空き家)の適正管理の一層の推進を図り、市民の生活環境を改善していく必要がある。			
実施概要	実施の目的	特定空家等の適正管理を図るため、法に基づく空家等対策計画を策定し、計画に沿った事業を実施することで、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図る。		
	実施の内容	平成29年度中に空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための「空家等対策計画」を策定するとともに、特定空家等の所有者等に対し適正管理に向けた行政指導、命令等の必要な措置を講ずる。		
	最終目標	平成31年度までに53件の特定空家等を解消する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	計画策定協議会を開催し、空家等対策計画を策定する(5か年計画)。特定空家等審議会を開催する。法に基づく特定空家等の所有者等への措置を行う(助言・指導、勧告等)。	計画に基づき施策を実施する。特定空家等審議会を開催する。法に基づく特定空家等の所有者等への措置を行う(助言・指導、勧告等)。	同左
	内容	特定空家等の年間削減数 ※()内は、総累計数		単位 件
	計画	6 (41)	6 (47)	6 (53)
	実績	11 (46)	7 (53)	7 (60)

年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
進捗状況	A: 計画どおり 5月、8月に予定どおり計画策定協議会を開催した。空家等対策計画に対する意見集約を進めている。 6月に特定空家等審議会を開催し、特定空家等に関する行政命令等について議論した。 特定空家等の所有者などに対して助言・指導書を71件、勧告書を7件、命令書を1件交付した。	A: 計画どおり 6月に特定空家等審議会を開催し、特定空家等に関する行政指導等について議論した。 7月に特定空家1件に対し、代執行宣言を行い、解体工事に着手した。 7月に空き家バンクを開設し、空き家の利活用を進めている。 9月に県内関係団体11者と包括連携協定を締結し、相談者への対応を強化した。 特定空家等の所有者などに対して、助言・指導書を48件、再勧告書を14件交付した。	一: 目標達成済 最終目標は達成済みであり、引き続き市内の空き家等の適正管理に係る取組を継続していく。
	A: 計画どおり 5回の計画策定協議会を実施し、3月に空家等対策計画を策定した。 3回の特定空家等審議会を開催し、略式代執行、行政命令等の議論をした。 特定空家等の所有者、管理者に対して助言・指導書を77件、勧告書を18件、命令書を1件交付した。	A: 計画どおり 3回の特定空家等審議会を開催し、特定空家等に関する行政指導、代執行について議論した。 11月に特定空家1件の代執行解体工事、3月に特定空家跡地の舗装工事を完了させた。 7月に空き家バンクを開設し、登録物件数12件、成約件数1件で、空き家の利活用を進めている。 特定空家等の所有者などに対して、助言・指導書を49件、勧告書を4件、再勧告書を14件交付した。	一: 目標達成済 最終目標は達成済みであり、引き続き市内の空き家等の適正管理に係る取組を継続していく。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	1 行政サービスの充実		No	2
実施事項	マイナンバーカードを利用したサービスの推進		所管課名	企画政策課
現状と課題 (これまでの取組)	マイナンバーカードを利用したオンライン手続として、平成28年8月からコンビニ交付サービスを開始した。しかし、マイナンバーカードを利用したその他のサービスについては、利用者側のメリットがないこと等の理由により当面の間見送ることとなっているが、マイナンバーカードの普及率を上げるためにも、新たなサービスを付加することが必要である。			
実施概要	実施の目的	マイナンバーカードの認証機能を活用した申請手続をメニュー化することによって、市役所に来ることなく簡便に手続が完了するワンストップサービスが可能となる。		
	実施の内容	現状の電子申請届出システムで提供しているサービスのマイナポータル(政府が平成29年7月から設置する情報提供等記録開示システム)への移行を検討するとともに、マイナンバーカード多目的利用(印鑑登録証、割引ポイント制度等)の計画策定を行い、計画に基づき実施する。		
	最終目標	マイナポータル利活用計画に基づくサービスを順次実施する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	マイナポータルの機能を見極めるための情報収集を実施する。 現状の電子申請届出システムで提供しているサービスがマイナポータルへ移行できるか検討する。 移行可能な場合は、サービスの移行作業を順次開始する。	引き続き、情報収集を実施する。 国が検討している子育てワンストップサービスの内容を見極め、費用対効果を検証した上で、利活用に関する計画を策定する。 必要により子育てワンストップサービス開始に必要な既存システムの改修作業を実施する。	システム改修が完了したのから、順次サービスを開始する。 印鑑登録証や割引ポイント制度等の多目的利用について、引き続き検討する。
	内容	既存電子申請サービスからマイナポータルへ移行する制度数と新たにマイナポータルを利用する制度数の合計 ※()内は、3年間の累計数		単位 制度 (件)
	計画	9 (9)	0 (9)	4 (13)
	実績	10 (10)	0 (10)	0 (10)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 国は、マイナポータルについて、子育てワンストップサービスの円滑な運用に向けた機能改修を続けている。 機能改修により、子育てワンストップサービス以外の申請手続も可能となる見込みであり、引き続き情報収集を続けていく。	A: 計画どおり 国は、現状の子育てワンストップサービスに介護分野や引越し分野などでの活用が可能となるよう検討を進めていることから、引き続き情報収集を続ける。 印鑑登録証などの機能追加は平成35年度の基幹系システム更新時に行うことが効率的であることから、現時点では実施しないこととした。	A: 計画どおり 国が推進する消費活性化策「マイナポイント制度」を実施するため、準備経費を9月補正予算に計上し、議決を得た。また、マイナンバーカード交付円滑化計画の策定とその実施に向け、庁内関係課で情報共有を行い、今後とも連携して対応することとした。 その他の分野の活用についても、引き続き情報収集を行う。
	期末	A: 計画どおり 既存電子申請システムの申請手続のマイナポータルへの移行を検討してきたが、国が進めるマイナポータルの機能改修により提供される機能の不足により、既存システムの代替が不可能であることが平成30年2月に判明したため、新たな電子申請システムを導入した。 マイナポータルからの申請はできないが、各市電子申請システムへのリンクを設定するなど、住民側が一つの入口から申請できるように対応していく。	A: 計画どおり 国が、平成31(2019)年度に介護分野のワンストップサービスへの利用拡大を決定したことから、利用可能となるよう対応を行う。また、その他の分野の活用についても引き続き情報収集を行う。 印鑑登録証などの機能追加は平成35年度の基幹系システム更新時に行うことが効率的であることから、現時点では実施しないこととした。	B: 計画未済 「マイナポイント制度」は、令和2(2020)年2月から確定申告会場、市民課窓口でのマイキーID設定支援を行った(令和2(2020)年度継続)。 市民課が主体で進める交付円滑化計画は、連携して対応した(令和2(2020)年度継続)。 マイナンバーカードの多目的利用について、原子力災害時避難者管理(防災・原子力課)、子育て応援券(子育て支援課)の研究、検討を行った(令和2(2020)年度継続)。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	1 行政サービスの充実		No	3
実施事項	体育施設におけるインターネット予約の推進		所管課名	スポーツ振興課
現状と課題 (これまでの取組)	平成27年度に体育施設における公共施設予約システムを導入し、体育施設の予約状況がリアルタイムで分かるように改善を行った。しかし、現在は、インターネットで直接予約はできない。インターネットで予約をするためには、体育施設以外の市民プラザ・ワークプラザ・アルフォーレ等との調整等が必要であることから、今後の課題となっている。			
実施概要	実施の目的	既存の公共施設予約システムを活用した施設の受付業務の合理化とサービスの向上を図る。		
	実施の内容	公共施設予約システムを利用して予約状況を管理している指定管理者や委託業者から、利用についての状況や課題などを調査する。同時に企画政策課情報政策係と他の施設を管理している担当課と打合せを行い、インターネット予約に対応できるよう公共施設予約システムを利用した予約業務の改善を行う。		
	最終目標	公共施設予約システムを有効に活用した体育施設のインターネット予約の開始に向けた取組を進める。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	平成28年度から予約状況を公開している施設の利用状況を分析する。インターネット予約の実現に向け、関係者と制度面について協議する。	インターネット予約を実現するために必要なシステムの要件定義を行う。要件定義に従い、導入に必要な経費を算出し、費用対効果を検証する。	—
	内容	インターネットによる予約可能施設数 ※()内は、3年間の累計数		単位 導入予定施設(件)
	計画	0 (0)	0 (0)	0 (4)
	実績	4 (4)	0 (4)	0 (4)

年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
進捗状況	中間	<p>S: 計画以上</p> <p>7月に関係課及び施設の管理団体と協議し、早期に予約システムを導入できる施設を絞り込んだ。 8月に施設の管理団体と上越市を視察したほか、9月に県内20市に調査照会をし、他自治体の状況を把握した。 平成30年4月1日から4施設(一部の会議室や会場)で導入できるよう協議を進めている。</p>	<p>一: 目標達成済</p> <p>平成30年4月1日から4施設で導入を開始し、利便性の向上を図った。 白竜公園テニスコート(6面) 駅前公園テニスコート(5面) 海岸公園運動広場 総合体育館研修室(和室) ・なお、11施設については、予約対象となる場所が部分的な利用になる等、システムによる予約が困難である施設のため、導入しないことを決定した。</p>	<p>一: 目標達成済</p> <p>15の体育施設については、インターネット予約の導入の可否を検討し、今後の方向性を決定した。</p>
	期末	<p>S: 計画以上</p> <p>12月に予約システム検証環境を設定し、動作確認と運用方法の確認を、実際に施設の管理を行っている公益財団法人かしわざき振興財団と行った。 動作確認等による要望に基づいてシステムを改修し、3月に予約システムが完成した(平成30年4月から4施設にて運用開始)</p>	<p>一: 目標達成済</p> <p>15の体育施設については、インターネット予約の導入の可否を検討し、今後の方向性を決定した。</p>	<p>一: 目標達成済</p> <p>15の体育施設については、インターネット予約の導入の可否を検討し、今後の方向性を決定した。</p>

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	1 行政サービスの充実		No	4
実施事項	海の大花火大会有料観覧席客数の増加		所管課名	観光課(商業観光課)
現状と課題 (これまでの取組)	海の大花火大会有料観覧席の販売は、現在、予約センターを開設し、FAX又は持参による申込みとなっているが、インターネット予約の要望が寄せられている。			
実施概要	実施の目的	有料観覧席購入者の利便性の向上と花火大会のPRを目的とし、インターネット予約の実施及びチケットのコンビニでの取扱いについて検討する。これにより来場者の増加が見込まれるため、安定した有料観覧席販売収入の確保が図られ、花火大会運営費用のほか、PR費用などの関連経費の充実に図られる。		
	実施の内容	現在、有料観覧席の販売等を受託している業者及び関係機関から、インターネット予約を含めた販売方法の拡充の可能性について聞き取りを行い、費用対効果を踏まえた検討を行う。		
	最終目標	海の大花火大会の有料観覧席客数の増加を図る。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	有料観覧席のインターネット予約及びコンビニ販売について、他の花火大会での事例や方法等の情報を収集する。	前年度の調査結果に基づき、業者から提案を受け、費用対効果を踏まえ検討する。	前年度の検討により、インターネット予約及びコンビニ販売導入による集客増が見込める場合、平成31年度花火大会から導入する。
	内容	花火大会有料観覧席の観客数		
	計画	13,000	13,000	13,290
	実績	13,040	13,270	13,776(有料席全席完売)

年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
進捗状況	A: 計画どおり 4月にチケット営業関係者からインターネット販売及びコンビニ販売に関する情報の聞き取りを実施した。 現在、今後のチケット販売の在り方について、今年の有料観覧席の状況等を検証しながら、有料観覧席販売委託業者と方向性を協議している。	S: 計画以上 4月から、有料観覧席のインターネット販売を実施した。全体で3,179席の有料観覧席のうち、インターネット販売で、約1割の342席を販売した。特に、ベンチ席・階段席は、早期に販売予定数が完売となり、マス席も好評で販売予定数を増やして販売した。 平成31年度以降に向け、10月に関係者とインターネット販売の課題の洗い出しを行い、購入者の利便性の向上に向けた協議を行った。	A: 計画どおり 前年度のインターネット販売が好評であったことから、販売数を増やした結果、販売総数に対するインターネットでの購入割合は、前年度比で5%上昇した。 購入者の選択肢を増やすため、インターネットに加え、コンビニでの販売を模索しているが、チケットの仕様上、コンビニでの発券ができない。現在、関係業者とチケットの変更による不具合等を検証し、対応を検討している。
	A: 計画どおり インターネット販売を導入することにより、購入者の選択肢が増える事、広く周知できること、有料観覧席販売委託業者の業務負担の減少が見込まれることからインターネット申し込みを実施することとした。 プレイガイド2社のプレゼンテーションを実施し、平成30年度の花火大会からインターネット販売を実施する業者を決定した。	S: 計画以上 早期完売や販売数を増やすなど好評を得たため、平成31(2019)年度はインターネット販売枠を増やして対応する(平成31(2019)年4月1日販売開始)。 コンビニでの購入・チケット受取りは、現行、お弁当のみの取扱いをしており、有料席は特殊な観覧チケットを使用しているため、コンビニ発券ができない状況である。このため、今後、有料席チケットの仕様や入退場システムを再検討し、チケット変更が可能か模索する。	A: 計画どおり 関係業者と協議を密にし、チケット販売業者への聞き取り・選定までスムーズに実施することができ、計画より早い平成30(2018)年度からインターネット販売の実施ができた。 このため、利用者の利便性は向上し、令和元(2019)年度は販売開始時からインターネット販売枠を増やし対応した。その結果、平成30(2018)年度から利用者が5%増加した。 また、インターネット販売実施により、柏崎花火の認知度が向上し、チケット販売面のみでなく誘客面でも効果があり、その結果、令和元(2019)年度は設営数を増やして販売を行ったが、全席完売という結果を得られた。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	2 新たなサービスの取組		No	5
実施事項	新庁舎における効率的な総合窓口業務の検討		所管課名	新庁舎整備室 (総務課)
現状と課題 (これまでの取組)	新庁舎建設に伴い設置を予定している総合窓口フロアで行う業務を効率的に行うため、マニュアルの作成やシステムの増強、業務移行研修を検討する必要がある。			
実施概要	実施の目的	今まで別々の庁舎窓口で行ってきた事務手続について、総合窓口フロアで業務を効率的に行うことで、待ち時間の短縮や住民の利便性の向上につなげる。		
	実施の内容	新庁舎での総合窓口フロアの導入に併せ、単に窓口業務の集約だけでなく業務フローの見直しや取扱マニュアルの作成、システムの見直し、業務移行研修等を実施する。		
	最終目標	平成31年度までに、取扱マニュアルの作成、システムの見直し、業務移行研修を行うことで、効率的な総合窓口業務を実施する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	取扱マニュアル、システムについて検討する。	同左	コンシェルジュマニュアルの継続的な見直しを行う。 新庁舎でのスムーズな窓口案内を実現できるよう、窓口発券システムの運用を検討する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
進捗状況	中間	<p>A: 計画どおり</p> <p>コンシェルジュマニュアルを作成し、来庁者のデータ収集を行った。また、各課協力職員による提案等を集約した。</p> <p>新庁舎での総合窓口の導入に向け、市民サービスの在り方を検討するため、各課へのアンケートを実施した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>昨年度のコンシェルジュマニュアルについて見直し、より詳しく修正した。</p> <p>新たに、コンシェルジュ業務実施概要を作成し、本庁以外の所属職員が業務に当たる際の資料として、フロア図を配布した。</p> <p>昨年に引き続き、市民サービス向上のため、コンシェルジュ業務各課協力職員に対しアンケートを実施した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>新庁舎総合窓口フロアの番号発券機システム導入に当たり、総合窓口業務の中心を担う市民課と共に、メーカーからの情報収集や先進地視察を行いながら、機器や運用方法を協議中である。</p> <p>職員のスキル向上のために実施しているコンシェルジュ業務については、上下水道局職員も合わせて202名が実施した。</p>
	期末	<p>A: 計画どおり</p> <p>作成したマニュアルをもとに5～6月、10月～1月の計6か月間、各課主査以上の職員326人中164人からコンシェルジュ業務を体験してもらった。</p> <p>コンシェルジュ協力後に職員から提出してもらったアンケートを集約し、サービス向上につながる項目は担当課へ提言した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>職員のスキル向上のために実施しているコンシェルジュ業務については、昨年度体験していない主査級以上の職員に加え、主事級職員及び上下水道局の一部職員を合わせて416名が実施した。また、新採用職員14名にも研修の一環として実施した。</p> <p>新庁舎移転後の業務体制等を検討するため、6月に新庁舎1・2階配置予定課と新庁舎における窓口の在り方と課題を共有した。また、1月に新庁舎の窓口業務概要説明会及び窓口発券機システムに係る担当課説明会を開催した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>新庁舎に導入する番号発券機システムについて、市民課と検討し、導入予定機器を決定した。機器の説明と、窓口運用方法(おくやみ窓口の設置、カウンター配置等)について、1、2月に新庁舎1・2階配置予定課と打合せを実施した。新庁舎での総合窓口業務に係る取扱マニュアルの作成や研修は、システム等契約後に実施する予定である。</p> <p>コンシェルジュ業務への職員協力は、上下水道局職員合わせて326名が実施し、新採用職員10名にも研修の一環として実施した。</p>

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	2 新たなサービスの取組		No	6
実施事項	ガス事業民営化の実施		所管課名	ガス水道局経営企画課 (上下水道局経営企画課)
現状と課題 (これまでの取組)	中越沖地震により作業が中断し先送りとなったが、災害復旧事業債の償還金が大きく縮減する平成30年度の民営化を目標として平成27年度から作業を再開した。			
実施概要	実施の目的	柏崎市ガス事業検討委員会からの答申に沿って民営化を実施する。 ガス事業の公益的特殊性を踏まえながら、民間会社の持つ創意工夫をいかした質の高いサービスをお客さまが受けることで、将来にわたりガス事業が永続的に発展し、結果的にお客さま及び本市にとって利益の拡大を図ることができる。		
	実施の内容	平成27年度に民営化手法の検討を行い、スケジュールなどを決定した。平成28年5月に公募を開始し、11月中旬に優先交渉権者を決定した。年度末までに契約を締結し、平成29年度は、1年間かけて事業の引継ぎを行う。		
	最終目標	平成30年4月1日からガス事業を民営化する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	譲渡先事業者と協議を行いながら、民営化後のガス事業がスムーズに事業運営できるよう1年間かけて事業の引継ぎをする。	平成30年4月1日からガス事業を民営化する。	—
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—		

進捗状況	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	中間	A: 計画どおり ・4月に市、譲渡先の双方で引継プロジェクトチームを編成した。具体的な引き継ぎ業務は、各部門(総務、お客さまサービス等)で行っている。 ・市議会9月定例会議産業建設常任委員協議会にて進捗状況を報告した。	一: 目標達成済 平成29年度で実施事項完了	一: 目標達成済 平成29年度で実施事項完了
	期末	A: 計画どおり ・3月の市議会産業建設常任委員協議会にてガス事業の引継を報告した。 ・3月31日24時に北陸瓦斯株式会社にガス事業譲渡が完了した。	一: 目標達成済 平成29年度で実施事項完了	一: 目標達成済 平成29年度で実施事項完了

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	2 新たなサービスの取組		No	7
実施事項	上下水道局お客さま対応窓口の一元化		所管課名	ガス水道局お客さまサービス課 (上下水道局施設維持課)
現状と課題 (これまでの取組)	敷地内工事受付窓口はお客さまサービス課(現:施設維持課)、ガス水道の宅内修繕受付窓口は施設課(現:建設課)、下水道負担金・分担金等の受付窓口は下水道課(現:施設維持課)と窓口が別であり、お客さまサービス向上のため受付窓口の一元化が必要である。			
実施概要	実施の目的	水道と下水道の敷地内工事に関するお客さま対応受付窓口を一元化することで、お客さまの利便性の向上を図る。		
	実施の内容	現在行っている水道・下水道の敷地内工事に関するもののほか、下水道負担金・分担金や水道漏水修繕など宅内に関する受付業務全てをお客さまサービス課(現:施設維持課)の窓口で対応する。		
	最終目標	水道・下水道の宅内修繕や施設内工事など宅内に関する対応受付窓口をお客さまサービス課(現:施設維持課)に一元化する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	敷地内工事に関する受付業務の引継ぎを行い、業務移行研修等を実施する。 担当窓口内容と方法をお客さまには広報誌等で、工事店には説明会を開催して周知する。	水道・下水道の敷地内工事に関する対応受付窓口をお客さまサービス課(現:施設維持課)に一元化する。	—
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 敷地内工事に関する他課業務内容の精査を行い、受付窓口の一元化に向けた準備を行うとともに、現行業務の課内研修を実施した。 窓口業務についてのお客さまへの周知及び工事店説明会の開催準備を行っている。	A: 計画どおり 敷地内工事に関する業務のほか、各課に分散されていた宅内修繕工事受付及び下水道負担金分担金業務をお客さまサービス課に集約し、電話及び窓口等での受付対応の一元化を図った。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であり、作成したマニュアル等を活用し、修正を図りながら、お客様の利便性の更なる向上に努める。
	期末	A: 計画どおり 受付窓口の一元化に向け、現行業務での受付業務講習を5月に課内全員を対象に行った。 故障修理に関する窓口業務についてのお客さま周知を広報かしわざき3月5日発行号で、敷地内工事に関する受付業務等の周知を10月に開催した工事店説明会でいった。	A: 計画どおり 敷地内の水道、下水道に関する受付業務の一元化によるワンストップサービスを実施し、業務の効率的な運営を行った。また、より質の高い受付対応となるよう、お客さまに分かりやすい情報発信をするともに、対応マニュアルを作成した。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であり、作成したマニュアル等を活用し、修正を図りながら、お客様の利便性の更なる向上に努める。

視point 1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	3 事業の見直しと業務改善		No	8
実施事項	適正文書管理及び紙文書量の削減の実施		所管課名	総務課
現状と課題 (これまでの取組)	情報公開制度や公文書管理法の施行により公文書の適切かつ効率的な文書管理体制を確立することが求められている。 現状は、旧態依然たる管理により文書の迅速な検索ができないことによる時間のロスや文書の保管場所の不足が生じており、文書の適正文書管理及び紙文書量の削減が必要である。			
実施概要	実施の目的	文書管理の手法を改善することで、文書の適正文書管理及び紙文書量の削減を図る。 ICTの活用により、起案から決裁、保管までの一連の文書を効率化し、意思決定の迅速化を図る。		
	実施の内容	現状の庁内文書量及び文書管理の問題点を調査し、集計及び分析により現状を把握する。 現状把握から改善策を検討し、文書管理基準を策定する。 文書取扱規程を改定する。		
	最終目標	文書取扱規程の改定に取り組むとともに、規程改定に基づく文書管理を全庁的に展開していく。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	モデル5課を選定し、「(仮称)文書整備手順書」に基づく文書取扱いを試行する。	全庁への試行拡大。その結果を検証して、年度末に「文書取扱規程」を改正する。	改正文書取扱規程に基づく全庁的文書管理を実施する。
	内容	職員1人当たりの文書量(垂直に積上げた高さに換算)		単位 fm/人
	計画	14.2	12.1	11.3
	実績	12.4	12.4	12.4

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	B: 計画未滿 平成28年度に調査した文書量を基に、削減を各課に依頼し、平成29年度中の削減量を調査した。 文書取扱規程の不備や運用面の課題に対応するため、規程の改正を優先し、モデル課の選定は、平成30年度に行うこととした。 規程の改正に必要な情報を収集するため、今後、本庁各課からの聞き取り調査を行うこととしている。	A: 計画どおり ファイリングシステム・ガイドブック(案)及びファイル基準表新様式に基づく文書ファイリングに、モデル5課(総務課・市民課・福祉課・維持管理課・学校教育課)から取り組んでもらった。 モデル課からは、同時に聞き取り調査を行い、現状の文書ファイリングの課題を抽出した。 10月に全庁を対象として、ファイリングシステム改正と新様式への移行作業について説明会を行う。	A: 計画どおり 新ファイル基準表に基づき、全庁の文書保存作業、公文書目録作成作業を電子化し、可視化と検索性能が高まった。 また、維持管理課、都市政策課、農政課、商業観光課、ものづくり振興課の保管する常用文書を、新たに文書保存した。 新庁舎移行課の保有文書を、30年度末の文書量から28%削減(7.7fm/人)と想定し、9月に説明会で各課への説明(割り振り)を行った。
期末	A: 計画どおり 保管する書庫を新設し、既存書庫の文書を移管整理した。また、平成29年度中に削減に取り組んだ後の文書量を年度末に集計した結果、12.4fm/人であった。 既存の規程のうち文書管理にかかる部分を、ファイリングシステムガイドブック(案)として1つに整理した。また、ガイドブックを基に文書管理用の様式を改定・追加したうえで、平成30年度に全庁で試行運用を行うこととした。	B: 計画未滿 全庁が新ファイル基準表に移行し、把握されていない文書はほぼなくなり、適切な分類を行った。 敷地外の倉庫等に保管されていた文書を整理・保存し、書庫に保管する文書量が増加した。 年度末に文書量を調査した結果、12.4fm/人であった。 文書取扱規程を改正し、保存期間の長期を30年に改めた。	B: 計画未滿 全庁が改正文書取扱規程に基づき文書管理を行ったが、特に支障はなく、事務量の軽減にもつながった。 令和元(2019)年度は、庁舎移転業務の計画も大詰めとなり、収納書庫の量も予算上で確定することから、平成30(2018)年度調査済の文書量を基礎数値として各課に配分を行うこととした。よって文書ファイリング策定業務委託を行わず、文書量も計測しないこととした。 新庁舎に移転する課を対象に、3月に文書量の内示を行った。(8.6fm/人、25%削減)	

視point 1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	3 事業の見直しと業務改善		No	9
実施事項	全庁的な業務改善活動の実施		所管課名	行政改革室(人事課)
現状と課題 (これまでの取組)	人員削減や民間委託等による経費削減には限度があることから、限られた人員・予算の中で工夫をしながら、事務の効率化やサービスの向上を図っていくことを目的に、平成27年度から全庁的な業務改善活動を行ってきた。今後は、その活動結果を全庁的に展開することで、更なる改善と職員の意識改革を図っていく。また、職員提案制度などの類似の取組との統一を図り、職員の負担を軽減する必要がある。			
実施概要	実施の目的	現場で業務に携わる職員自らが、主体的に自分の業務を見直し、課題を見つけて改善していくことで、職員の意識改革と職場を活性化し、行政の合理化とサービスの向上を図る。		
	実施の内容	職員の意識改革を図りながら、職場単位での業務改善活動を推進する。 業務改善活動は、職員に過度な負担とならず、身近な業務に関して手軽に、低コストで実施できるものとし、各課で実施した活動結果を全庁的に展開していく。 職員提案制度との統一の可能性を検討する。		
	最終目標	継続して業務改善に取り組むとともに、活動内容を全庁的に周知し、共通で取り組める内容については全庁的に展開していく。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	業務改善活動の取組を継続して行うとともに優良事例のプレゼンテーションを行い公開することで、職員の意識の高揚を図る。 実施された内容で全庁的に取組が可能な事例は周知し、全庁的な展開を試行する。	業務改善活動の取組を継続して行うとともに優良事例のプレゼンテーションを行い公開することで、職員の意識の高揚を図る。 業務改善活動の実施内容で全庁的に取組が可能な事例は、庁内に周知し全庁的な取組とする。	同左
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 57課55グループから業務改善活動実施計画書が提出され、6月の定例庁議に報告した。 11月末の活動期限に向けて各グループが活動に取り組んでいる。	A: 計画どおり 本年度の業務改善活動は、事業峻別として実施し、業務の棚卸しによる組織の在り方や日々の業務を見直すことで、更なる改善と職員の意識改革を図っている。 市長による事業峻別によって、8/22現在、廃止28事業・一部見直し78事業と評価し、職員の意識改革、行政の合理化、サービスの向上を図るための課題を整理した。	A: 計画どおり 昨年度に引き続き、事業峻別を実施し、業務の見直しを図った。 また、職員から業務改善に関する提案をアンケート方式で募集し、全庁的な業務の効率化・合理化に向けて、提案内容の精査と実現可能性の検討を進めている。
	期末	A: 計画どおり 55グループからの活動報告を受け、各部長からの投票により優秀取組として上位8グループを選定した。 8グループの活動報告会を2月に実施した。また、55グループの取組結果を庁内インフォメーションにて周知した。	A: 計画どおり 平成30(2018)年度の業務改善活動は、事業峻別として実施し、業務の棚卸しによる組織の在り方や日々の業務を見直すことで、従来の業務改善活動から更なる改善と職員の意識改革を図った。	A: 計画どおり 事業峻別の一環として、57の事務事業を対象に峻別を行い、54事業の見直しの評価を行った。また、指定管理事業者及び第三セクター6者に対する峻別も行い、採算性の確保、施設の有効活用の促進、人材確保の強化や活性化等についての評価を行った。 職員提案による業務改善では、旅費事務の効率化により約1,000時間の作業時間の削減するなど、全庁的な事務の改善を図った。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	3 事業の見直しと業務改善		No	10
実施事項	行政評価(事務事業評価)の実施		所管課名	行政改革室(人事課)
現状と課題 (これまでの取組)	これまで事業担当課及び財務部(財政課・行政改革室)による内部評価を、行政改革推進委員会による外部評価を実施し、評価結果は、事業計画及び新年度予算に反映してきた。 今後、限られた財源の中で、増大する行政需要に対応していくためには、評価結果をより活用した上で、事業の見直しを図っていく必要がある。			
実施概要	実施の目的	メリハリの付いた評価を行うことで、行政運営の効率化と行政サービスの質の向上を図る。		
	実施の内容	行政内部による評価(事業担当課・財務部)を実施するとともに、市民の目で見えた評価と客観性を確保するため、有識者により構成された行政改革推進委員会での外部評価を実施する。		
	最終目標	評価結果の事業計画及び予算編成への適正な反映を行う。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	外部評価の方法の改善と対象事業数の拡大を検討する。 評価結果を公表するとともに、次年度の事業計画と予算編成に反映させる。	外部評価の方法を改善するとともに、対象事業数を拡大し実行する。 評価結果を公表するとともに、次年度の事業計画と予算編成に反映させる。	外部評価の方法を改善するとともに、対象事業数を拡大し実行する。 評価結果を公表するとともに、次年度の事業計画と予算編成に反映させる。
	内容	外部評価実施事業数		単位 事業
	計画	4	6	8
	実績	4	27	4

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 平成28年度に執行した281事業について、6月に担当課による自己評価を、7月に財務部による評価を行った。 9月に行政改革推進委員会の外部評価会議を開催し、4事業の外部評価を行った。	A: 計画どおり 事業峻別に併せ、平成30年度に執行する一般会計のうち、849事業を評価することとした。 6月から担当課による自己評価及び市長による事業評価を実施し、その結果を踏まえ、8月に外部評価の対象事業を選定した。 9月に外部評価会議を開催し、4グループ・27事業について、市民目線からの評価を実施した。今後、結果を該当課へ通知し、平成31年度予算への反映を行ってもらう。	B: 計画未滿 昨年度に引き続き、事業峻別の一環として行政評価を実施し、市長自ら57事業を対象に聞き取りを行った。 これらの事業の中から8月の行政改革推進委員会において、外部評価の対象事業を選定した。 9月25、30日に外部評価会議を開催し、市民目線からの評価を実施した。なお、評価事業数は、1事業当たりの審議の充実を図るため、4事業とした。
	期末	A: 計画どおり 内部評価及び外部評価の結果を各課に周知し、平成30年度予算への反映を促した結果、財務部で見直し・休止・廃止と評価した68事業のうち39事業で反映された。 内部評価及び外部評価の実施結果並びに平成30年度予算への反映結果を議会に報告の上、ホームページで公表した。	A: 計画どおり 9月に外部評価会議を開催し、4グループ・27事業について、市民目線からの評価を実施した。結果は市長へ報告し、それを踏まえ事業峻別の評価を実施し、各課はより効率的な事業の進め方を検討した。 外部評価を実施した27事業のうち、25事業については平成31年度予算編成に反映させた。	B: 計画未滿 57事業の中から行政改革推進委員会が選定した4事業について外部評価を実施し、第三者からの客観的な評価を受けるとともに、担当課へ評価のフィードバックを行った。また、評価結果は、市ホームページで公表し、市民に対する事業の進捗等について、説明を行った。 今後も外部評価を実施し、次年度以降の事業計画や予算編成への適正な反映に努める。また、市民に対する実施事業の説明責任を果たしつつ、意見を取り入れて行政サービスの向上を図っていく。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	3 事業の見直しと業務改善		No	11
実施事項	ゼロ市債活用の推進		所管課名	契約検査課
現状と課題 (これまでの取組)	市の会計は原則単年度会計のため、第1四半期(4～6月)は設計・入札及び契約に充てられ、公共工事の端境期が生じている。平成27年度から端境期解消と施工時期の平準化のためにゼロ市債の活用を始めたが、件数が少なく効果が限定的である。			
実施概要	実施の目的	ゼロ市債を活用し、公共工事の端境期解消と施工時期の平準化を図ることにより、建設業者の経営の効率化と雇用の安定、早期完成による行政サービスの向上等を図る。		
	実施の内容	市単独費(補助事業や起債充当事業は除く。)による工事の中から、ゼロ市債の活用効果が高いものを選定する。その後、2月補正予算に債務負担行為を設定し、年度末に工事契約を行い早期着手を図る。		
	最終目標	ゼロ市債の活用を推進することにより、公共工事の施工時期の平準化を図る。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	工事発注課及び財政課と協議・調整を行い、ゼロ市債を活用した工事発注の件数を増加させ、施工時期の平準化を図る。	同左	同左
	内容	ゼロ市債を活用した工事発注の件数		単位 件
	計画	10	12	14
	実績	12	20	17

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 平成30年度の予算編成に当たり、ゼロ市債を活用した工事発注を進めていくことについて、9月に全庁的な周知を行った。	A: 計画どおり 平成31年度の予算編成に当たり、ゼロ市債を活用した工事発注を進めていくことについて、10月に全庁的な周知を行った。	A: 計画どおり 令和2(2020)年度の予算編成に当たり、ゼロ市債を活用した工事発注を進めていくことについて、10月に全庁的な周知を行った。
	期末	A: 計画どおり ゼロ市債対象工事を以下のとおり契約した。 契約検査課契約:12件 目標の10件を2件上回る契約件数となった。	A: 計画どおり ゼロ市債対象工事を以下のとおり契約した。 契約検査課契約:20件 目標の12件を8件上回る契約件数となった。	A: 計画どおり ゼロ市債対象工事を以下のとおり契約した。 契約検査課契約:17件 目標の14件を3件上回る契約件数となった。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	3 事業の見直しと業務改善		No	12
実施事項	児童クラブの民間委託の推進		所管課名	子ども課 (子育て支援課)
現状と課題 (これまでの取組)	21か所ある児童クラブのうち、5か所を民間委託している。今後も条件が整った児童クラブや新規開設の際には委託を検討していくが、既存の直営の児童クラブについては、運営の切替えが難しい。			
実施概要	実施の目的	行政改革の観点から民間の活力を導入し、柔軟な運営や自由な発想による質の高いサービスを利用者に提供する。		
	実施の内容	比角小学校区内で既に民間委託している比角第二児童クラブと市直営の比角第一児童クラブの一体的な運営を目指し、比角第二児童クラブの受託業者である社会福祉協議会と比角第一児童クラブの業務委託を実施する。また、他の直営の児童クラブについても、社会福祉協議会と段階的な運営委託を検討していく。		
	最終目標	全てのクラブの民間委託を実施する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	比角第一児童クラブの運営を社会福祉協議会に委託する。直営児童クラブ15か所のうち7か所に社会福祉協議会から支援員を派遣してもらい、引継ぎを兼ねた運営補助を実施する。	児童クラブ7か所の運営を社会福祉協議会に委託する。残りの直営児童クラブ8か所に社会福祉協議会から支援員を派遣してもらい、引継ぎを兼ねた運営補助を実施する。	児童クラブ8か所の運営を社会福祉協議会に委託する。これにより、全ての児童クラブの運営委託を完了させる。
	内容	運営委託開始児童クラブ数(全22か所中)※()内は、3年間の累計数		単位 か所
	計画	6 (6)	7 (13)	8 (21)
	実績	6 (6)	8 (14)	9 (23)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 比角第一児童クラブの運営を社会福祉協議会へ委託した。 平成30年度に新たに7か所の児童クラブの運営を委託するに当たり、社会福祉協議会から7か所の児童クラブへ支援員を派遣してもらい、協働で運営している。	A: 計画どおり 東部、半田第一・第二、荒浜、北鯖石、鯖石、大洲の7か所の児童クラブの運営を社会福祉協議会へ委託した。 平成31年度に新たに8か所の児童クラブの運営を委託するに当たり、平成31年1月から社会福祉協議会と共同で運営する準備を進めている。	A: 計画どおり 剣野第一・第二、田尻第一・第二、新道、枇杷島、日吉、柏崎の8か所を予定どおり社会福祉協議会に運営委託した。加えて、令和元(2019)年4月1日に枇杷島第二児童クラブを新設したため、これも同会に運営委託を実施した。これにより、全児童クラブの運営委託を実施したこととなり、今後は運営状況の確認を行いながら、適切な運営につながるよう、指導・監督していく。
	期末	A: 計画どおり 比角第一児童クラブの運営を社会福祉協議会へ委託した。 平成30年度に新たに7か所の児童クラブの運営を委託するに当たり、社会福祉協議会から7か所の児童クラブへ支援員を派遣してもらい、協働で運営し、サービスの質の平準化に努めた。	A: 計画どおり 東部、半田第一・第二、荒浜、北鯖石、鯖石、大洲の7か所の児童クラブの運営を社会福祉協議会へ委託した。あわせて、平成30(2018)年4月1日に新規開設した鯨波児童クラブの運営を社会福祉協議会へ委託した。 平成31(2019)年度から委託する8か所の児童クラブについて、引継ぎを兼ねた社会福祉協議会との共同運営は、委託により退職する職員がそのまま社会福祉協議会に採用されることから、実施せずともサービスの質が維持されることを確認した。	一: 目標達成済 最終目標は達成済みであり、児童クラブの適切な運営につながるよう、指導・監督を継続する。

視点1：行政サービス メリハリのある質の高い行政サービスの提供と新たな取組の推進

取組項目	3 事業の見直しと業務改善		No	13
実施事項	新都市監査基準に基づく監査の実施		所管課名	監査委員事務局
現状と課題 (これまでの取組)	新都市監査基準及びこれから示される「監査等の実務ガイドライン」を踏まえた監査を実施するため、監査手法の見直しが必要となる。			
実施概要	実施の目的	リスク・アプローチの考え方を導入し、監査の人員や時間等が有限な中、一定水準の監査の品質を確保しつつ、効果的かつ効率的な監査を実施する。		
	実施の内容	平成28年度に監査手法の見直しを行い、平成29年度に新都市監査基準に基づく監査を試行する。 平成30年度にその結果を検証し、平成31年度から本格実施する。		
	最終目標	新都市監査基準に基づく効果的・効率的な監査を実施する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	新都市監査基準等を踏まえ、監査対象のリスク評価を行い、その重要性を考慮した監査項目に、監査資源を投入し、一定水準の監査の品質を確保した、効果的・効率的な監査を実施する。	新都市監査基準等を踏まえ、一定水準の監査の品質を確保した、効果的・効率的に実施した監査手法、結果について検証を行う。	新都市監査基準等を踏まえ、一定水準の監査の品質を確保した、効果的・効率的な監査を本格実施する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 法改正の施行前に総務省が監査基準の指針を示すこととなったことを受け、全国都市監査委員会は、8月の総会でガイドライン策定の延期を決定した。 試行中の新都市監査基準の監査項目及び着眼点の決定方法の見直し並びに様式の定型化による効果的・効率的な監査実施のため、随時、協議を行っている。	A: 計画どおり 総務省から監査基準の指針が示されていないため、全国都市監査委員会が制定した、統一的な規範である都市監査基準及び実務ガイドライン(案)を参考に、昨年度試行した監査手法を継続しつつ、9・10・11月の各定期監査で検証を行っている。	A: 計画どおり 総務省から監査基準の指針が示され、8月の全国都市監査委員会総会で承認された都市監査基準に基づく効果的・効率的な監査を定期監査において実施している。 一方、全国都市監査委員会の実務ガイドラインの決定は、来年度となることから、実務ガイドライン(案)に基づく一定水準の監査の品質を確保し、効果的・効率的な監査を実施するための監査手法の検証を行っている。
	期末	A: 計画どおり 定期監査を主体として、全国都市監査委員会が検討中の「監査の実務ガイドライン(策定途中)」を参考に、本市の実情に応じた監査項目及び着眼点の決定方法の見直し並びに様式の定型化により、効果的・効率的な監査のための一定の監査手法を確立した。	A: 計画どおり 総務省から監査基準の指針が示される前にあつては、全国都市監査委員会が制定した、統一的な規範である都市監査基準及び実務ガイドライン(案)を参考に、平成29(2017)年度に試行した監査手法を継続し、効果的・効率的な監査の実施について検証を行った。 総務省から監査基準の指針が3月末に示されたため、この指針に基づく新たな監査の実施が求められるので、令和元(2019)年度において見直しを行う。	A: 計画どおり 総務省から監査基準の指針が示され、全国都市監査委員会総会で承認された都市監査基準に基づく効果的・効率的な監査を定期監査において実施した。 一方、全国都市監査委員会の実務ガイドラインの決定は、来年度となることから、実務ガイドライン(案)に基づく一定水準の監査の品質を確保し、効果的・効率的な監査を実施するための監査手法の検証を行った。

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	1 財源の確保		No	14
実施事項	庁舎整備基金積立ての継続と公共施設維持管理基金設置の検討		所管課名	財政課(財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	本市が保有する多くの公共施設等について、老朽化が進み更新需要が高まっており、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念され、将来的にはその維持管理・更新に要する経費が不足する見込みである。また、老朽化している庁舎の建て替えに向けた財源を確保する必要が生じている。			
実施概要	実施の目的	将来的な公共施設等の維持管理・更新経費の不足に備え、財政運営の現状を考慮した上で基金造成の可否も含め、具体的な検討を進める。また、新庁舎建設の建設時における起債等の削減を図り、後年度負担の削減に寄与する。		
	実施の内容	「柏崎市公共施設等総合管理計画」で明らかとなった公共施設等の維持管理・更新経費について、将来的な負担の精査に着手し、整備の優先度や年度展開などについて検討する。 新庁舎建設の基金積立てについては、平成31年度まで継続し、18億円を積み立てる。		
	最終目標	庁舎整備基金は、平成31年度までに18億円積み立てるとともに、公共施設維持管理基金の平成33年度以降の積立開始を目指す。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	庁舎整備基金については、現在の積立額を維持する。公共施設維持管理基金については、各年度における公共施設等の維持管理・更新経費を精査し、平成33年度以降の積立開始を目指し、具体的な検討を開始する。	同左	庁舎整備基金については、現在の積立額を維持する。公共施設維持管理基金については、積立計画の策定や公共施設維持管理基金条例の制定に向けた準備に着手する。
	内容	庁舎整備基金年間積立金 ※()内は、総累計数		単位 億円
	計画	3 (12)	3 (15)	3 (18)
	実績	2 (11)	7 (18)	0 (18)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	B: 計画未滿 庁舎整備基金積立金については、計画では3億円の積立てを予定していたが、平成29年度予算編成における財源不足の調整により、2億円を積み立てることとした。 公共施設維持管理基金については、今後要する公共施設等の維持管理経費を精査しながら、具体的な検討に着手する。	A: 計画どおり 庁舎整備基金は、平成31年度までに18億円を積み立てる計画としているが、平成29年度の積立不足額1億円も含めて、今年度に7億円を積み立て、積立目標額を当初計画どおり18億円とすることとし、当初予算に計上した。 公共施設維持管理基金は、引き続き平成33年度以降の積立開始を目指す。	A: 計画どおり 庁舎整備基金積立金については、平成30(2018)年度末までに予定どおり積み立てた18億円を、今年度は5億円取り崩し、新庁舎建設費に充当予定である。 公共施設維持管理基金については、今後要する公共施設等の維持管理経費を精査しながら、積立額などを具体的に検討する。
	期末	B: 計画未滿 庁舎整備基金積立金の積立額は、豪雪により除排雪経費が増大したこともあり、2億円にとどまった。 公共施設維持管理基金については、平成32年度までの新庁舎整備事業などを中心とした財政状況を精査し、平成33年度以降の積立開始を目指す。	A: 計画どおり 庁舎整備基金は、平成30(2018)年度中に新たに7億円を積み立て、目標額である18億円を積み立てた。 公共施設維持管理基金は、財政状況を勘案しながらも柏崎市公共施設等総合管理計画に対応していくため、引き続き令和3(2021)年度以降の積立開始を目指す。	A: 計画どおり 庁舎整備基金は、平成30(2018)年度までに目標額である18億円を積み立てた上で、新庁舎建設の進捗状況に合わせて5億円を取り崩した。 公共施設維持管理基金は、今後要する公共施設等の維持管理に要する積立額の検討を継続し、引き続き令和3(2021)年度以降の積立開始を目指す。

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	1 財源の確保		No	15
実施事項	新たな自主財源確保の検討		所管課名	行政改革室 (財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	人口減少社会の到来により、歳入の増加が見込めない状況の中、行政需要は増大しており、新たな自主財源の確保が必要となっている。			
実施概要	実施の目的	市有財産等の有効活用等による新たな収入の確保や国・県の事業を活用して財源の確保をすることで、行政運営費用の確保につなげる。		
	実施の内容	<p>広告収入などの新たな財源確保の手法について研究と導入の可能性を検討し、推進する。</p> <p>県から事務移譲を受けることにより交付金を受けられることから、移譲対象事業の拡大を進める。</p> <p>電気料金の削減を図るため、入札による電力の調達対象施設を順次拡大する。</p> <p>寄附金事業である「ふるさと納税」などによる収入拡大を推進する。</p>		
	最終目標	新たな自主財源確保の手段を検討し、導入を進める。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	市直営施設において入札による電力調達導入の協議・検討を進める。指定管理施設での入札による電力調達の導入を指定管理者に働きかける。	市直営施設において入札による電力調達を順次開始する。県からの事務移譲の周知・促進を進め、担当課と協議し、対象件数の増加を図る。新たな財源確保の研究と検討を行う。	入札により電力調達をする公共施設の拡大を図る。新たな財源確保の研究と検討を行う。
	内容	入札による電力調達を導入する公共施設数 ※()内は、総累計数		単位 施設 (件)
	計画	0 (32)	1 (33)	16 (49)
	実績	2 (34)	0 (34)	1 (35)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	<p>A: 計画どおり</p> <p>一部の体育施設において、指定管理者と協議の上、新電力の導入を図った。</p> <p>平成29年度末で契約期間が満了する小中学校施設への新電力の供給契約については、更新する方針を決定した。</p>	<p>B: 計画未滿</p> <p>市立保育園への新電力の導入は、保育園の統廃合が予定されていること及び保育施設が高圧電力施設でなく導入効果が低いことも勘案した結果、まずは使用料金や使用電力量等の調査をH30年度内に実施し、その上で導入効果を検証することとした。</p> <p>広告付き窓口用封筒の無償提供事業者を公募した結果、1件の応募があり、事業者を決定した。これにより今後、封筒の購入経費の削減につながることとなった。</p>	<p>B: 計画未滿</p> <p>市立保育園への新電力導入によるコスト削減効果があるか等の聞き取りをコンサルタント会社へ対して行った。聞き取りの結果、コスト削減可能との回答であったため、9月に詳細な使用電力及び契約種別等の一覧データを作成し、2者へ参考見積を徴し、どの程度削減できるかの検証を行った。</p> <p>広告付き窓口用封筒の無償提供事業者を公募した結果、1件の応募があり、事業者を決定した。</p>
	期末	<p>A: 計画どおり</p> <p>市直営施設である小中学校、共同調理場の計33施設及び、斎場の合計34施設について、新電力の供給契約を行った。</p> <p>指定管理者との協議を行い、体育施設の一部、文化会館アルフォーレ、産業文化会館及びワークプラザ柏崎に新電力を導入した。</p>	<p>B: 計画未滿</p> <p>市立保育園への新電力の導入は、保育園17か所と新電力未導入の公共施設15か所の電力使用量の調査を実施した。導入効果の検証には至らず、入札による電力調達はできなかった。</p> <p>広告付き窓口用封筒の導入は、公募により無償提供事業者を決定し、平成31(2019)年1月から市民課、税務課、二町事務所の窓口に封筒を設置した。</p>	<p>B: 計画未滿</p> <p>低圧電力施設(市立保育園16施設、コミュニティセンター28施設)の削減効果額の見積りを実施した。</p> <p>図書館の電力入札を行い、新電力の供給契約を行った。また、指定管理者と協議を行い、アクアパークへ新電力を導入した。</p> <p>広告付き窓口用封筒の導入は、公募により無償提供事業者を決定し、窓口に封筒を設置した。</p>

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	1 財源の確保		No	16
実施事項	適正課税の実施による安定財源の確保		所管課名	税務課
現状と課題 (これまでの取組)	固定資産税における償却資産の賦課事務は、納税義務者の申告義務に基づき事務処理を行っているが、一方で適正かつ公平な課税が実施されているか確認調査を行う必要がある。			
実施概要	実施の目的	申告内容の確認調査と未申告者の捕捉を行うとともに、適正な課税事務を図り、将来にわたる自主財源を確保する。		
	実施の内容	償却資産の課税客体の把握のため、課税庁からの積極的な働きかけとして、国税資料との突合調査による申告の正当性確認、固定資産課税台帳未登録者の捕捉を推進する。平成28年度から償却資産事務専任職員2人を確保して体制強化と事業継続を図る。		
	最終目標	償却資産の申告制度の理解浸透を推進し、課税適正化と安定財源の確保を図る。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	課税台帳に登録のある納税義務者について、「申告漏れ」や「申告誤り」を解消するため、国税資料を基に帳簿調査を実施する。また、事業実態のある未申告者の捕捉調査を実施する。	同左	同左
	内容	調査対象事業者数		単位 者
	計画	50	50	50
	実績	54	50	30

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 税務署の申告資料閲覧による帳簿調査及び事業用家屋の付帯償却資産調査を基に、53者に対する資産内容調査を実施した。 調査結果による固定資産税の賦課額は、4,938千円であった。	B: 計画未滿 税務署の申告資料閲覧による帳簿調査は、23者に対して資産内容調査を実施した。現段階の固定資産税の賦課額は、2,114千円。今後は、16者に対して同調査を実施予定。また、事業用家屋取得者に対する償却資産調査は、13者に対して申告内容の確認調査を実施する予定。	B: 計画未滿 税務署の申告書閲覧による帳簿調査は、28者に対して所有償却資産の内容確認を実施した。 現段階の固定資産税の賦課額は、3,513千円である。今後、計画数達成のため、22者に対して申告内容の確認調査を実施する予定である。
	期末	A: 計画どおり 税務署の申告資料閲覧による帳簿調査及び事業用家屋の付帯償却資産調査を基に、54者に対する資産内容調査を実施した。 調査結果による固定資産税の賦課額は、5,667千円であった。	A: 計画どおり 税務署の申告資料閲覧による帳簿調査及び事業用家屋の付帯償却資産調査を基に、50者に対する資産内容調査を実施した。 調査結果による固定資産税の賦課額は、6,712千円であった。	B: 計画未滿 税務署の申告資料閲覧による帳簿調査及び事業用家屋の付帯償却資産調査を基に30者に対する資産内容調査に留まり、計画を達成できなかった。調査結果による固定資産税の賦課額は、4,894千円であった。これは、主担当職員及び副任が台風19号等の被災地域に家屋被害調査員として派遣されたことで家屋評価業務が遅れ、結果、償却資産の現地調査にも影響が出たと考えている。

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	1 財源の確保		No	17
実施事項	斎場の効率的な運営及び受益者負担の適正化の検討		所管課名	環境政策課(市民課)
現状と課題 (これまでの取組)	平成10年10月供用開始の斎場について、平成27年度から平成31年度まで機能保全及び利用者の高齢化に対応した大規模改修を行っている。今後は、斎場への指定管理者制度導入及び受益者負担の在り方について検討する必要がある。			
実施概要	実施の目的	斎場の効率的な運営を図り、住民サービスの向上と経費の節減を目指す。		
	実施の内容	年次的に改修工事を行い、機能保全及び高齢化に対応する。受益者負担の在り方を検討するとともに、斎場使用料の改定案を作成し、導入の可否について方針を決定する。指定管理者制度導入のため、仕様書案を作成する。		
	最終目標	斎場の大規模改修を行うとともに、指定管理者制度導入及び斎場使用料改定の方針を決定する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	・火葬炉2炉の改修及び電気設備、車寄せ屋根、自動ドア等の改修工事を行う。	・火葬炉耐火物の補修及び待合ホール等防寒対策、ピット内排水・防錆工事等を行う。 ・指定管理者制度導入のため、仕様書案を作成する。	・火葬炉耐火物の補修及び風除室床、トイレ改修工事等を行う。 ・斎場使用料の改定案を作成し、導入可否について方針を決定する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 火葬炉2炉の改修は完了した。電気設備、自動ドア等の改修は現在工事を進めている。 工事の効率性や老朽化を考慮し、一部の工事の優先順位を入れ替え、待合ホール、風除室床及びトイレ改修は平成29年度に、車寄せ屋根改修は平成30年度に実施することとした。	A: 計画どおり 火葬炉2炉の改修は完了した。車寄せ屋根改修等の外部大規模改修は、現在工事を進めている。 平成31年度まで予定していた大規模改修工事は、平成30年度で完了予定である。 指定管理者制度の導入について検討中である。	A: 計画どおり 火葬炉2炉の補修及び電話設備入替工事を完了した。 斎場使用料について、他市の状況の調査を完了し、導入可否についての方針を検討中である。
	期末	A: 計画どおり 火葬炉2炉の改修を行った。電気設備、自動ドア等の改修も行った。 工事の効率性や老朽化を考慮し、一部の工事の優先順位を入れ替え、待合ホール、風除室床及びトイレ改修は平成29年度に、車寄せ屋根改修は平成30年度に実施することとした。	A: 計画どおり 車寄せ屋根改修等の外部大規模改修は完了し、平成31(2019)年度まで予定していた大規模改修工事は平成30(2018)年度で完了した。 指定管理者制度の導入について経費の比較を行った結果、現在の職員人件費を含めた経費より指定管理者制度の経費が増加したことから、直営よりも効果的・効率的な施設管理が見込めないため現体制を維持することとした。	A: 計画どおり 斎場使用料について他市の状況を調査した結果、新潟市、長岡市、三条市、五泉市、出雲崎町、刈羽村が管内使用者の使用料が無料であった。また、無料となっている市町村人口は県内人口比で半数を超えていることから、管内使用者は現状と同じ無料にすることとした。

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	2 分かりやすい財政運営		No	18
実施事項	新地方公会計の推進		所管課名	財政課(財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	平成27年度に支援業務プロポーザルにより事業者を選定した後、用地管財課内に配置した専属担当者を中心に固定資産台帳を整備した。今後は複式簿記の導入、財務4表の作成に着手する。			
実施概要	実施の目的	平成29年度末までに統一的な基準による複式簿記の導入及び財務諸表等の作成により、ストック情報やコスト情報を明示することで説明責任の適正な履行を図る。		
	実施の内容	複式簿記の導入、財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成について、平成28年度に試行し、平成29年度から本格実施する。		
	最終目標	財務4表の分析を進めることで、効率的な財政運営を進める。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	複式簿記の導入、財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成について本格的に着手する。	効率的な財政運営を進めるため、作成した財務4表の活用方策を検討する。	作成した財務4表の分析を更に進め、財務マネジメントの強化につながる活用方策を確立する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 統一的な基準により試行的に作成した、平成27年度決算に基づく財務4表の従前からの変更点及び固定資産台帳の更新内容について、市議会6月総務常任委員協議会において報告した。 平成28年度決算に基づく財務4表の作成に着手し、平成29年度中の公表を目指している。	A: 計画どおり 平成29年度決算に基づく財務4表の作成に着手し、平成30年度中の公表を目指している。 他市との比較を実施し、財務4表のストック情報やコスト情報の分析結果を基に、効率的な財政運営への活用方策を引き続き検討する。	A: 計画どおり 平成30(2018)年度決算に基づく財務4表の作成に着手し、12月までの公表を目指している。 また、今後のコミセンの在り方を検討するための資料として具体的に施設ごとの費用対効果を明らかにし、市内コミセンを単位としたセグメント分析を、今後行う予定である。
期末	A: 計画どおり 平成28年度決算に基づく財務4表を作成し、分析を実施した上で3月の市議会総務常任委員協議会において報告した。また、ホームページで公表した。	B: 計画未滿 平成29(2017)年度決算に基づく財務4表を作成し、公表した。 同時期に公表した本市より人口規模の大きい県内4市の財務4表と比較分析したもの、具体的な活用方策を決定するには至らなかった。引き続き具体的な活用方策を検討していく。	A: 計画どおり 平成30(2018)年度決算に基づく財務4表を作成し、公表した。 また、市内31コミュニティセンターのコスト等を算出し、比較分析を行い、今後の公共施設の在り方についての検討資料として活用した。	

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	2 分かりやすい財政運営		No	19
実施事項	予算編成手法の改革に向けた検討		所管課名	財政課(財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	毎年、10月中旬に予算編成方針を提示し、11月下旬までに予算見積書の提出、その後、財務部長査定、市長査定を経て1月末までに編成作業を完了する。その編成については査定積み上げ方式により取りまとめを行い、作業過程の情報公開に着手している。			
実施概要	実施の目的	枠配分方式については、現段階での採用は見送ることとし、新財務会計システムの利活用等により、現在の編成手法である査定積み上げ方式の精度を更に高めながら、市民にその過程を分かりやすく開示する。		
	実施の内容	査定積み上げ方式のオプションとして、新地方公会計の試行的導入や、行政改革室で実施している事務事業評価の結果を予算編成に確実に反映することなどについて検討するとともに、「予算編成過程の見える化」については、引き続き取り組むこととする。		
	最終目標	財務マネジメントの強化を図るとともに、必要性の高い財源投入を達成するために必要かつ最適な予算編成手法を確立する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	新地方公会計の予算編成への利活用手法を検討するとともに、事務事業評価結果の予算編成への反映を行政改革室と協議する。	新地方公会計の利活用により、効率的な財政運営につながる予算編成手法を実施する。また、事務事業評価結果の予算編成への反映を開始する。	新地方公会計の導入により財務マネジメントの強化を図る。また、事務事業評価結果の予算編成への反映を徹底することにより、真に必要性の高い事業への財源投入を達成するために必要かつ最適な予算編成手法を確立する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	<p>A: 計画どおり</p> <p>新地方公会計導入による予算編成への利活用については、財務4表を作成・分析する中で、効果的な手法の検討を行う。</p> <p>事務事業評価の結果については、可能な限り平成30年度予算編成に反映することとし、財務部長査定において精査を行う予定である。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>新地方公会計の利活用については、事業峻別においてフルコストの概念を取り入れることで、事業効果が上がっているかの評価を実施し、予算編成に反映させる。</p> <p>事業峻別の結果については、可能な限り平成31年度予算編成に反映させるとし、財務部長査定において精査を行う予定である。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>新地方公会計の利活用については、13節委託料の共通細節化を行い、資産計上に係る経費を分別できるようにした。今後は、更なる効果的な予算編成手法の検討を行う。</p> <p>事業峻別の結果については、可能な限り令和2(2020)年度予算編成に反映させるとし、財務部長査定において精査を行う予定である。</p>
期末	<p>A: 計画どおり</p> <p>新地方公会計導入による予算編成への利活用手法について、施設マネジメントの観点を中心に検討したが、利活用までには至らなかった。</p> <p>事務事業評価については、281事業を評価対象として実施し、68事業を見直し、休止、廃止とした。うち39事業について、全て又は一部が平成30年度予算に反映された。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>新地方公会計の利活用について、事業峻別時にフルコストの概念を取り入れて実施した。また、一部の予算において前年度から5～10%削減することを掲げ、スリム化かつメリハリある予算編成とした。</p> <p>事務事業評価は実施せず、事業峻別の結果が平成31(2019)年度予算に反映された。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>地方公会計の利活用について、一部施設のコスト分析を行い、今後の予算反映に向けた取組を強化した。</p> <p>事務事業評価については、昨年度同様に事業峻別の取組を行う中で、市長が指定した57の事務事業を対象として実施した。また、主な施設の指定管理者及び第三セクター6者の財務状況等について検証した。これらの評価結果が令和2(2020)年度予算に反映された。</p>	

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	3 財政運営の見直し			No	20	
実施事項	土地開発公社の在り方の検討と保有地の整理			所管課名	用地管財課 (財政管理課)	
現状と課題 (これまでの取組)	公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて土地開発公社が土地を先行取得してきたが、社会状況の変化等により土地の価格上昇が見込めないことから、土地開発公社が土地を先行取得するメリットが見いだせない。また、既に土地開発公社が先行取得した土地で、事業計画の廃止等により未利用のまま長期保有している土地が残っている。					
実施概要	実施の目的	一定の役割を果たした土地開発公社の将来の解散に備えて、市が計画的に土地開発公社保有地を買い戻すことで土地開発公社の負債(借入残高)の軽減を図る。				
	実施の内容	平成34年度までに旧鯨波公園用地を市が取得するための債務負担行為を設定しているが、財政的な観点を考慮しながら計画的な買戻しを実施するための年度計画を作成する。同時に土地開発公社の解散に伴う課題や解散時期について検討する。				
	最終目標	旧鯨波公園用地の買戻計画を決定し、土地開発公社の解散の時期について決定する。				
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度		
	計画 (何をどこまで実施するか)	公社解散の時期・手法・スケジュール等について検討する。	公社解散の時期・手法・スケジュール等について関係部署と協議する。	・旧鯨波公園用地買戻のため、平成32年度に必要な予算措置を行う。 ・公社解散の時期・手法・スケジュールについて関係部署と協議の上、決定する。		
	内容	—			単位	—
	計画	—	—	—		
	実績	—	—	—		

年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
進捗状況	A: 計画どおり 解散に向けた第一段階として、8月の理事会において、設立団体である出雲崎町及び刈羽村が、平成29年度末で脱退することの同意を得た。平成34年度以降解散の方針で検討を継続している。	A: 計画どおり 南半田住宅団地内の土地の貸付先である、北陸農政局柏崎周辺水利事業所とは、土地の返還時期、返還方法等について10月から協議を開始することとなった。 旧鯨波公園用地の利活用に関しては、課題を整理しながら検討を続ける。	A: 計画どおり 南半田造成地の民間への売却に関する課題を整理し、北陸農政局柏崎農業水利事務所に対して、土地の原状回復についての協議を終了した。今年度中に土地返還に関する原状回復事項について覚書等を締結する。 旧鯨波公園用地については、二役協議の上、利活用方法決定後に買戻しを行う方針を決定した。土地利用の阻害要因となる火薬庫と射撃場の鉛問題について、協議を開始した。
	A: 計画どおり 12月定例会議での議決後、県に申請し、平成30年1月に県の認可を受けた。これにより、平成30年4月1日から「柏崎市土地開発公社」に変更されることとなった。 平成34年度以降解散の方針で検討を継続している。	A: 計画どおり 南半田住宅団地内の土地の返還後の利活用について、全庁的に土地利用調査を実施した結果、更地返還後に農地法第5条の事業変更申請を行い、民間へ売却する方針を決定した。 旧鯨波公園用地については、計画的な買戻しのための課題整理を行い、猟友会、新日本ヘリ等の関係先との解散に向けた協議を開始した。	A: 計画どおり 南半田造成地は民間への売却の方針決定後、都市計画法の開発行為廃止届を提出した。土地売却に向け、農地から宅地等への地目変更登記を行い、終了した。土地貸付契約終了に伴う原状回復内容の合意書を締結した。 鯨波公園用地は、土地売却のため、土地の境界確定に向け測量図の確認を開始した。 赤坂町代替地は、教育総務課に対し、用地売買契約交渉の進捗を依頼した。

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	3 財政運営の見直し		No	21
実施事項	使用料・手数料の適正な見直し		所管課名	財政課(財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	平成27年2月に策定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、平成27年度において更新手続を迎えた指定管理者制度導入施設及び直営施設、更に行政サービス手数料についても見直しを実施した。今後とも、随時適正な見直しを実施する。			
実施概要	実施の目的	同基本方針の策定により、使用料・手数料に係る統一的な算定基準を構築したことで、適正で根拠性の高い料金等の算定が可能となったことから、今後も適宜必要な見直しを実施する。		
	実施の内容	基本方針に基づき、5年ごとに集中見直しを実施するが、更新時期を迎える指定管理者制度導入施設や新規発生分については、随時見直しを行い、「使用料及び手数料等検討委員会」を経て庁議において決定する。		
	最終目標	透明性・客観性の高い料金算定を行うことで、利用者等に対し説明責任を果たす。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	基本方針に基づき、5年ごとに集中見直しを実施するが、更新時期を迎える指定管理者制度導入施設や新規発生分については、随時見直しを行い、「使用料及び手数料等検討委員会」を経て庁議において決定する。	同左	同左
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	<p>A: 計画どおり</p> <p>4月に第1回、7月に第2回検討委員会を開催し、それぞれ審議結果を庁議に諮り、4件の見直し内容を決定した。</p> <p>今後も新規案件や額の改定等などの見直しの検討が必要となった際は、随時検討委員会を開催し、基本方針に沿った適正な見直しを行っていく。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>7月に第1回検討委員会を開催し、6件の見直し内容の審議結果を庁議に諮り、審議結果どおり決定した。</p> <p>今後も新規案件や額の改定等、見直しの検討が必要となった際は、随時検討委員会を開催し、基本方針に沿った適正な見直しを行っていく。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>5月に第1回検討委員会を開催し2件を見直し、7月に第2回を開催し5件を見直し、それぞれ審議結果を庁議に諮り、審議結果どおり決定した。</p> <p>今後も見直しの検討が必要となった際は、随時検討委員会を開催し、基本方針に沿った適正な見直しを行っていく。</p>
	期末	<p>A: 計画どおり</p> <p>年間3回の検討委員会を随時開催し、それぞれ審議結果を庁議に諮り、7件の見直し内容を決定した。</p> <p>使用料・手数料の見直しに関する基本方針を実態に合わせて改正した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>2回の検討委員会を開催し、それぞれ審議結果を庁議に諮り、7件の見直し内容を決定した。</p> <p>平成31(2019)年10月からの消費税増税に伴う直営施設の使用料・手数料について、検討委員会の審議結果を庁議に諮り、据え置くことを決定した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>5回の検討委員会を開催し、それぞれ審議結果を庁議に諮り、9件の見直し内容を決定した。</p> <p>また、基本方針について、検討委員会や庁議での協議内容を踏まえ、必要な部分を改定した。</p>

視点2：財政 コスト意識を踏まえた健全な財政運営

取組項目	3 財政運営の見直し		No	22
実施事項	補助金・負担金の適正な見直し		所管課名	財政課(財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	平成28年度において、「補助金等適正化推進協議会」の設置により、市が交付する全ての補助金・負担金について、外部有識者により廃止・縮小も含めた見直しを実施した。その後は、庁内検討委員会がその任を担い、統一的な判断基準により見直しを継続実施する。			
実施概要	実施の目的	交付する補助金等の公益性及び効果・目的が薄れているものについて、継続の可否等も含めた見直しを行うことで、必要性の高い新たな事業に振り替えることが可能となる。		
	実施の内容	交付要綱上の終期を迎えたものや新規に発生したものについては、「補助金等検討委員会」を開催し、対象案件の継続の可否等について審議を行う。また、その審査結果を庁議に諮り、最終的な見直しの方向を決定する。		
	最終目標	補助金等の適正な見直しにより、財源の有効活用に加え、市民の福祉向上及び利益増進を目指す。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	平成28年度において実施した「補助金等適正化推進協議会」の審査結果を当初予算に最大限反映する。また、庁内検討委員会を予算方針編成前に開催し、統一的な判断基準により見直し等の審議を行う。	庁内検討委員会を予算編成前に開催し、統一的な判断基準により見直し等の審議を行う。	同左
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 8月に平成29年度適用となる補助金について、臨時に検討委員会を開催した。 10月に平成30年度予算編成に向けた検討委員会を開催し、平成29年度末に終期を迎えるもの及び新規案件等について審議を行うこととしている。なお、対象案件を漏れなく把握するため、最新の補助金等一覧表を作成した。	A: 計画どおり 10月に平成31年度予算編成に向けた検討委員会を開催し、平成30年度末に終期を迎えるもの及び新規案件等について審議を実施するほか、今年度実施した事業峻別の結果を踏まえた審議を実施する。	A: 計画どおり 5月に第1回検討委員会を開催し、庁議を経て1件を見直した。 また、令和2(2020)年度予算編成に向け、10月に第2回を開催し、今年度末に終期を迎えるもの及び新規案件等25件について審議し、その結果を庁議に諮り、決定する予定としている。
	期末	A: 計画どおり 平成30年度予算編成へ向けた補助金等の新規創設や見直し、終期延長等を検討する委員会を10月に開催し、27件の補助金について可、8件の補助金について不可と判断した。 検討委員会の結果は11月の庁議で了承を受け、平成30年度予算に反映することとなった。	A: 計画どおり 平成31(2019)年度予算編成へ向けた補助金等の新規創設や見直し、終期延長等を検討する委員会を3回開催し、48件を可、2件を不可(一部不可を含む。)、7件を廃止と判断した。 判断結果は、庁議で了承を受け、平成31(2019)年度予算に反映することとなった。	A: 計画どおり 令和2(2020)年度予算編成へ向けた補助金等の新規創設や見直し、終期延長等を検討する委員会を6回開催し、31件を可、3件を不可(一部不可を含む。)、6件を廃止と判断した。 判断結果は、庁議で了承を受け、令和2(2020)年度予算に反映することとなった。

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり

取組項目	1 効率的・効果的な組織・体制の構築		No	23
実施事項	機能的な組織・機構の構築		所管課名	人事課
現状と課題 (これまでの取組)	行政ニーズが複雑化・多様化する中、市の組織横断的な取組が必要な行政課題が増えている。			
実施概要	実施の目的	組織横断的な課題や変化する行政課題に対して、迅速かつ効果的に対応できる組織体制を構築する。		
	実施の内容	組織横断的な課題解決に向け、政策形成機能を高めるための組織体制を強化する。 適正な職員配置を進めるとともに、能力と適性に基づく職員の積極的な登用を図る。		
	最終目標	市民本位で効率的な業務を行うことができる組織体制を構築する。 現在の職員定員を基準に、適正な職員配置を進める。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	・ガス事業民営化も踏まえた上で、平成30年度以降の機能的な組織・機構を検討する。 ・定員管理計画に基づき、職員の適正な定員管理を行う。	・組織・機構に関する部課長の意見集約を踏まえ、国の施策の動向に沿った翌年度の組織・機構を検討する。 ・定員管理計画に基づき、職員の適正な定員管理を行う。	・国の施策や動向を踏まえ、効果的な組織体制を構築する。 ・定員管理計画に基づき、職員の適正な定員管理を行う。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—
	指標	—		—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 現在のガス水道局のガス事業民営化後の体制について、担当局による現時点での考え方の取りまとめが行われた。 退職者数を踏まえ、定員管理計画に沿った職員採用活動及び再任用職員の配置検討を行っている。	A: 計画どおり 10月中に部課長職員からの意見を徴取し、平成31年度の組織機構の構築に向けた作業を進める予定としている。 定員管理計画に定めた定員目標を踏まえ、退職予定者の確認、再任用職員の意向把握及び新採用職員の採用事務を進めている。	A: 計画どおり 10月中に部課長級職員からの意見を聴取し、令和2(2020)年度の組織機構構築に向けた作業を進める予定としている。なお、意見聴取の際には、業務の平準化、効率化に配慮の上、意見聴取することとした。 定員管理計画に定めた定員目標を踏まえ、退職予定者の確認、再任用職員の意向把握及び新採用職員の採用事務を進めている。
	期末	A: 計画どおり より市民目線で機能的かつ効果的な行政サービスの提供を実現することを目指し、平成30年度の機構改革を実施した。 ガス事業民営化に伴う上下水道局の再編のほか、危機管理部及び子ども未来部を新設するなど、平成32年度の新庁舎移転後も視野に入れた組織の構築及び職員の配置を行った。	A: 計画どおり 大規模な機構改革を行った直後であることから、業務量などを考慮した小規模な機構改革にとどめた。 上下水道局、高柳町事務所における組織及び人員の適正化、次世代エネルギーに関する取組や企業立地、工業振興に係る業務を一層強化するなど、事業峻別等による業務量の増減を考慮した職員の配置を行った。	A: 計画どおり 新庁舎への移転を見据え、市民の利便性向上に向けた業務の見直しを踏まえて組織、人員の適正化を図った。 原子力防災や頻発する自然災害への対応に係る業務を一層強化するため、また、オリンピック・パラリンピックに関連する取組に注力するため、担当部署の増員を行った。

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり						
取組項目	1 効率的・効果的な組織・体制の構築			No	24	
実施事項	多様な任用形態の活用			所管課名	人事課	
現状と課題 (これまでの取組)	行政ニーズが多様化する中で、高度の専門的な知識・経験を要する課題が増えてきている。					
実施概要	実施の目的	高度な専門的知識・経験を要する行政課題に対して、専門知識を持つ外部人材を効果的に活用することや、個々の業務内容に応じた柔軟な任用を行うことで、効果的な行政運営が図られる。				
	実施の内容	高度な専門知識が要求される行政分野に民間出身の外部人材の活用を図る。 専門的な知識を持つ職員の任用や任期付職員制度の導入、長年の行政経験をいかした再任用職員の効果的な運用を図るなど多様な任用形態の活用を図る。				
	最終目標	求められる業務内容に応じて、外部人材の活用を始め職員任用の多様化を進めることで、効果的な行政運営を図る。				
年度別計画及び目標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度		
	計画 (何をどこまで実施するか)	・任用形態の多様化を図る中で、業務内容や性質に見合った任用形態の整理・検討を行う。 ・任期付職員制度を導入する。	業務内容の専門性などに応じ、外部人材の登用、任期付職員や再任用職員など、多様な形態の任用を行う。	同左		
	内容	—			単位	—
	計画	—	—	—		
	実績	—	—	—		
進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度		
	中間	A: 計画どおり 外部人材の活用を通じて、高度な専門的知識が必要とされる行政課題への対応を行っているほか、再任用職員を管理職員に配置することにより、知識・経験等の効果的な承継を行っている。 任期付職員制度の導入を決定し、平成30年度の採用活動を開始した。	A: 計画どおり 前年度に引き続き、ICT及び地域情報化に関する専門的な知見を有する人材として情報政策官を、分野横断的かつ戦略的にシティセールスを推進するための人材としてシティセールスアドバイザーを登用した。 再任用職員を37人任用し、各々の行政経験をいかせる部署に配置したほか、任期付職員として調理員4人を採用し、各調理現場に配置した。	A: 計画どおり 前年度に引き続き、ICT及び地域情報化に関する専門的な知見を有する人材として情報政策官を登用した。 再任用職員を38人任用し、各々の行政経験をいかせる部署に配置したほか、任期付職員として調理員5人を採用し、各調理現場に配置した。		
	期末	A: 計画どおり ICT及び地域情報化に関する専門的な知見を有する人材として情報政策官を、分野横断的かつ戦略的にシティセールスを推進するための人材としてシティセールス推進官を登用した。再任用職員による知識・経験等の承継も引き続き行った。 平成30年度の職員として任期付職員(調理員4人)を採用した。	A: 計画どおり ICT及び地域情報化に関する専門的な知見を有する人材として情報政策官を、分野横断的かつ戦略的にシティセールスを推進するための人材としてシティセールス推進官を登用した。再任用職員による知識・経験等の承継も引き続き行った。 平成31(2019)年度の職員として任期付職員(調理員5人)を採用した。	A: 計画どおり ICT及び地域情報化に関する専門的な知見を有する人材として情報政策官を登用するとともに、再任用職員による知識・経験等の承継も引き続き行った。 令和2(2020)年度の職員として任期付職員(調理員5人)を採用した。		

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり

取組項目	2 多様なニーズに対応できる職員の人材育成		No	25
実施事項	人材育成の推進		所管課名	人事課
現状と課題 (これまでの取組)	人材育成計画に基づき、求められる職員像の実現に向けて、研修内容の工夫や研修機会の充実を図っている。職員構成の偏在による定年退職者が増加傾向にある中、大量退職に伴う事務の停滞や円滑な知識・技能の継承が懸念される。			
実施概要	実施の目的	効率的で効果的な行政サービスを提供する。		
	実施の内容	組織としてのチーム力アップと個人としての資質向上のための研修を実施する。 職場の中核的存在である中堅職員に対するマネジメント研修、人事評価制度を活用した業績・能力評価を行う。		
	最終目標	研修内容の創意工夫と研修機会の充実による人材育成を行う。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	階層別、人事評価、中堅職員、女性職員、各種専門研修等を継続して実施する。また、その研修内容の検証を行い、今後の研修に向けた検討を実施する。	平成29年度に検証した結果を踏まえ、研修内容の創意工夫と新規の研修を取り入れるなど研修機会の充実を図り、各種研修を実施する。	同左
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 庁内の総合計画・シティセールス研修、人事評価研修、職員倫理向上研修のほか、外部の階層別研修、各種専門研修を通じ、職員の資質向上・人材育成を図った。	A: 計画どおり 本年度の新たな取組として、新採用職員を対象に現場研修を実施した。民間事業者での講話や体験を通じ、職員の資質向上と市職員として必要な視点を養うことに役立った。 本年度の新たな取組である市長による事業峻別を通じ、仕事の進め方や業務への気付きを促すことにより、職員の意識改革や人材育成を図ることができた。	A: 計画どおり 職員の資質向上や、市職員として必要な視点を養うことに必要であるとの考えに基づき、新たな分野の事業者から協力を頂いて、今年度も新採用職員の現場研修を実施した。受講職員の研修の振り返りから、民間事業者が誇りを持って業務に望んでいる姿勢や業務に参考にすべき点を学ぶ有用な研修であったことが伺えた。
	期末	A: 計画どおり 主任・主査昇格者を対象に昇格者研修を実施し、職位における心構えと役割の認識を深めた。 人事評価制度の更なる定着を図るため、定期的に研修会を開催し、本人及び評価者のスキルの高位標準化に努めた。	A: 計画どおり 主任・主査昇格者を対象に昇格者研修を実施した。昇格したことによる職責の重さ、組織内での自分に求められる役割の変化等を改めて理解する機会とした。 人事評価制度の更なる定着を図るため、時期に応じた研修会を開催した。人事評価は、職員の育成が目的であることから、研修内容は、育成面談に重点を置いたものとし、本人及び評価者のスキルの高位標準化に努めた。 平成23(2011)年度から運用している人材育成計画は、年々高度化する行政課題に対応していないことから、現状に合わせた人材育成指針を策定した。	A: 計画どおり 主任・主査昇格者を対象に昇格者研修を実施した。職位に応じた職責の重さ、組織内で求められる役割の変化等を改めて理解する機会とした。 人事評価は職員の育成が目的であることから、育成面談に重点を置いた内容で評価者研修を実施した。繰り返しの研修により、評価者の評価基準が標準化されてきた。

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり

取組項目	2 多様なニーズに対応できる職員の人材育成		No	26
実施事項	ガス事業民営化後の新組織に対応する人材育成		所管課名	ガス水道局建設課 (上下水道局建設課)
現状と課題 (これまでの取組)	現在、ガス・水道と下水道の部門別で業務を行っているが、平成30年度のガス事業民営化後は、業務の効率化のため業務別組織機構となり、1人で水道と下水道の業務を行う必要がある。			
実施概要	実施の目的	1人で水道、下水道の両方の工事の設計、監督ができる技術力を身に付けることにより、業務の効率化が図られる。		
	実施の内容	ガス水道局内での水道、下水道の部門別研修を実施する。 水道、下水道部門の設計書作成マニュアルを制定する。		
	最終目標	定期的な部門別研修の実施と設計書作成マニュアルの利用により、誰にでも、標準的な設計、監督ができるようにする。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、下水道設計書作成マニュアルを作成し、関係職員に周知する。 ・上水道、下水道専門別研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、下水道設計書作成研修会を実施する。 ・上水道、下水道の各現場を利用しOJTを実施する。 ・専門別研修を実施する。 	同左
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 上水道設計マニュアルは作成が完了し、下水道設計マニュアルには現在作成を進めている。 上水道専門別研修は1月に、下水道専門別研修は2月にそれぞれ実施を予定している。	A: 計画どおり 5月に設計書積算システム講習会、8月にポリエチレン水道管技術講習会、9月に下水道マンホール講習会を行い、1人で工事の標準的な設計や監督ができる人材の育成に努めている。	A: 計画どおり 5月に設計書積算システム講習会を実施し、各自の設計書作成能力が向上した。 また、水道ダクタイル鋳鉄管の技術講習会を11月に、下水道専門別講習会を1月に予定している。
	期末	A: 計画どおり 上水道、下水道設計書作成マニュアルを作成し、技術職員に周知した。 上水道、下水道専門別研修を1月に実施した。	A: 計画どおり 設計書積算システム講習会、ポリエチレン水道管技術講習会、水道の浄水施設や下水マンホールの建設工事現場において現地研修会を各1回(計4回)実施し、1人で工事の標準的な設計や監督ができる人材の育成に努めている。	A: 計画どおり 設計書積算システム講習会、ポリエチレン・鋳鉄水道管や配水池の施設技術講習会並びに下水道の雨水ポンプ施設の技術講習会を各1回(計5回)実施し、設計・監督ができる人材の育成に努めている。

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり

取組項目	2 多様なニーズに対応できる職員の人材育成		No	27
実施事項	若手消防吏員を中心とした人材育成の推進		所管課名	消防本部・消防署
現状と課題 (これまでの取組)	近年の大規模災害の多発、災害形態の複雑多様化などから消防への市民ニーズは年々大きくなっている。団塊世代の大量退職により消防吏員の若年化が進んでいることから、消防力の維持・向上を図る必要がある。			
実施概要	実施の目的	知識・技術を伝承し、組織全体で消防力のレベルアップを図る。 研修項目、到達目標、育成指導方法などを統一し、所属間での差異を発生させない。		
	実施の内容	「柏崎市消防職員人材育成方針」に基づき研修を実施する。		
	最終目標	消防吏員の職務能力を向上させる。 消防吏員としての使命感を育て、市民からの高い信頼を得る組織とする。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	指導者を任命し、入署5年目までの消防吏員を対象とした各分野ごとの所属内教育、集合教育を積極的に実施する。さらに、e-ラーニングを取り入れ、反復学習できる体制を維持し、自主性の向上につなげる。	同左	同左
	内容	人材育成研修実施回数		単位 回
	計画	指導者研修の実施 年2回 集合教育の実施 年10回 毎月業務計画に基づく所属内教育の実施 e-ラーニングの実施 年3回	指導者研修の実施 年2回 集合教育の実施 年10回 毎月業務計画に基づく所属内教育の実施 e-ラーニングの実施 年3回	指導者研修の実施 年2回 集合教育の実施 年10回 毎月業務計画に基づく所属内教育の実施 e-ラーニングの実施 年3回
	実績	指導者研修の実施 2回 集合教育の実施 10回(指導者となる中堅職員への4回の実施を含む) 毎月業務計画に基づく所属内教育の実施 e-ラーニングの実施 3回	指導者研修の実施 2回 集合教育の実施 10回(指導者となる中堅職員への4回の実施を含む) 毎月業務計画に基づく所属内教育の実施 e-ラーニングの実施 3回	指導者研修の実施 2回 集合教育の実施 10回(指導者となる中堅職員への4回の実施を含む) 毎月業務計画に基づく所属内教育の実施 e-ラーニングの実施 3回

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 指導者研修を1回、集合教育を1回、e-ラーニングを1回行ったほか、所属内教育を随時実施した。集合教育は、秋季に多数実施する予定であり、計画どおりの研修を実施している。	A: 計画どおり 5月に指導者研修を1回、6月にe-ラーニングを1回、8月に集合教育を1回実施したほか、随時、所属内教育を実施した。	A: 計画どおり 4月に指導者研修を1回、6月にe-ラーニングを1回、9月に集合教育を1回行ったほか、随時、所属内教育を実施している。また、指導者となる中間クラス職員への研修も1回実施した。
	期末	A: 計画どおり 指導者研修を2回、e-ラーニングを3回、集合教育を6回実施したほか、指導者となる中間クラス職員への集合教育として救急隊長研修2回、主任研修1回、潜水土研修1回を実施した。また、各所属において、随時、所属内教育を実施し、消防力のレベルアップを図った。	A: 計画どおり 指導者研修を2回、e-ラーニングを3回、集合教育を6回実施したほか、指導者となる中間クラス職員への集合教育として救急隊長研修2回、主任研修2回を実施した。また、各所属の指導者を中心に、所属内教育を実施し、消防力のレベルアップを図った。	A: 計画どおり 指導者研修を2回、e-ラーニングを3回、集合教育を5回、主任研修を警防・救急分野において2回実施した。また、指導者となる中堅クラス職員への教育として救急隊長研修及び新任隊長研修を実施するとともに、各所属においては各分野の教育を実施し、消防力の強化、人材育成を図った。

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり

取組項目	3 女性の活躍の推進		No	28
実施事項	女性職員の活躍の推進		所管課名	人事課
現状と課題 (これまでの取組)	女性活躍推進法の施行を受け、本市特定事業主行動計画に基づいて女性職員の活躍を着実に推進することが求められている。			
実施概要	実施の目的	女性職員が自らの個性と能力を十分に発揮することができる環境を整備することで、職業生活において活躍できる人材を育成するとともに、男性職員の育児参加機会の拡大を図る。		
	実施の内容	男女分け隔てなく、現在取組中の人材育成計画に基づいて、係長・課長代理・課長の各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う。女性職員を対象にした、キャリア形成に関する研修を行う。また、育児支援の奨励と育児に関する制度に関する情報提供に努める。		
	最終目標	女性職員の積極的登用を図る。あわせて、男性職員の育児休業、配偶者の出産休暇の取得を推奨する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	・女性職員を対象としたキャリア形成に関する研修の実施 ・管理職を対象とした研修の実施 ・職員へ育児等に関する制度の情報提供を実施	・女性職員を対象としたキャリア形成に関する研修の実施 ・職員へ育児等に関する制度の情報提供を実施	・女性職員を対象としたキャリア形成に関する研修の実施 ・所属長を通じて、男性職員の休暇取得促進の奨励に加え、休暇取得可能職員へ休暇制度の情報提供を実施
	内容	課長代理・係長に占める女性割合		単位 %
	計画	18.0	19.0	20.0
	実績	18.9	19.9	20.0

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 女性の活躍には男性の理解が必要のため、全部課長級職員を対象とした管理職研修を8月に開催した。特定事業主行動計画推進会議を5月に開催し、計画を検証したほか、育児と介護のダブルケア等について意見交換を行った。	A: 計画どおり 女性職員のキャリア形成を支援するために、県主催の「女性職員のキャリアアップ研修」の受講を薦め、参加者の今後のキャリア形成や人間性を高める等、意識の醸成を図った。出産に係る届出があった職員を対象に、休暇制度の情報提供を継続的に実施している。	A: 計画どおり 県主催の「女性職員のキャリアアップ研修」の受講者を、今年度係長級に登用された職員から人選し、キャリア形成に対する意識の醸成を図った。出産に係る届出があった職員を対象に、休暇制度の情報提供を継続的に実施している。特定事業主行動計画推進会議を開催し、計画における各目標について進捗状況の確認と意見交換を行った。
	期末	A: 計画どおり 今後登用が期待される女性職員を対象に、キャリア形成や人間性を高めるため、県主催の女性のためのキャリアアップ研修に参加した。子育て・介護のダブルケアを支援するため、策定済みのハンドブックの概要版を作成し、ワークライフバランスの意識を高めた。	A: 計画どおり 課長代理級及び係長級の女性職員を対象とした女性リーダー研修を実施した。研修内容を通じ、リーダーとしての役割や部下の育成、ワーク・ライフ・バランスの実現の視点による仕事と家庭生活との両立等の意識付けを行った。	A: 計画どおり 次世代育成支援及び女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画が計画期間の終了を迎えることから、関係性が深い両計画を一つの計画に統合し「柏崎市職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」として策定した。計画では、男性職員の育児参加の促進や年次有給休暇の取得促進などの重点項目について、実行性を高めるための具体的な取組を明記した。

視点3：組織 効率的で効果的な組織・体制づくり

取組項目	3 女性の活躍の推進		No	29
実施事項	女性消防吏員の活躍に向けた取組の推進		所管課名	消防総務課
現状と課題 (これまでの取組)	近年、国の成長戦略の重要な柱として、女性の活躍推進が積極的に進められている中、消防分野においても全国の女性消防吏員割合を5%に引き上げるなど、組織的な取組の推進が求められている。 当消防本部規模の場合、3.2%の目標数値が示されているが、現在は2.8%であることから、計画的な増員と採用拡大に向けた積極的なPRが必要である。			
実施概要	実施の目的	女性吏員を増加させることで、子供や高齢者などへのきめ細やかな対応が可能となり、住民サービスの向上につながる。また、男性視点ばかりでなく多様な視点で物事を捉えることができることに加え、女性消防吏員の活躍により士気が向上し、組織力の強化につながる。		
	実施の内容	女性消防吏員の増加及び女性の採用拡大に向けた積極的なPRを実施する。		
	最終目標	女性消防吏員割合を現在の2.8%から3.5%に上昇させる。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	女性消防吏員採用には、まず受験者を確保することが最重要であることから、就職説明会に女性消防吏員を派遣しアピールするほか、少年期に印象付けるため、小学生の消防署見学时及び中学生の体験学習時に女性消防吏員の紹介を行う。	同左	同左
	内容	女性消防吏員割合		単位 %
	計画	2.8	2.8	3.5
	実績	2.7	4.0	4.0

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 4月に開催された「2018かしわざき大学生等企業説明会」において、女性吏員の説明により、女性吏員の採用拡大に向けたPRを行った。 小・中学生の見学・体験学習時においても、女性吏員の存在についてのPRを行っている。	A: 計画どおり 平成30年度新採用職員9人中、2人の女性消防吏員を採用した。その結果、女性消防吏員割合が目標数値3.5%を上回る4.0%となった。 今後は、消防部局で初めての出産・育児中の女性消防吏員をモデルケースとして、消防という特殊な勤務体制で、どのように休暇制度を利用することが得策なのか検討した。	一: 目標達成 最終目標は達成済である。引き続き、消防という特殊な勤務体制の中でも、女性が働きやすい環境の整備に努める。
	期末	A: 計画どおり 「2018かしわざき大学生等企業説明会」、「同高校生対象企業説明会」、「企業PR説明会&バスツアー」など、計6回の説明会・見学会で女性消防吏員広報用パンフレットを配布するなどをしてPRを行った。また、小・中学生の消防署見学や体験学習時に積極的に女性消防吏員を紹介するなど、女性消防吏員の存在をアピールした。	S: 計画以上 平成30(2019)年度の採用で、女性消防吏員割合が4.0%となった。 育児中の女性消防吏員のサポートをしつつ、女性消防吏員に対し、消防という特殊な勤務体制でも、ワーク・ライフ・バランスを図ることができる支援環境が整備されていることを説明した。	一: 目標達成 最終目標は達成済である。引き続き、消防という特殊な勤務体制の中でも、女性が働きやすい環境の整備に努める。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	1 公共施設マネジメントの推進		No	30
実施事項	公共施設マネジメントの推進		所管課名	行政改革室 (財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	施設の老朽化などにより将来的に施設の更新費用の不足が見込まれており、全体的な視点で統廃合を含めた適正配置や計画的な保全を図っていくことが求められている。このため、平成28年2月に策定した「柏崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設マネジメントを推進していく必要がある。			
実施概要	実施の目的	建築物系施設や道路・橋りょう、上下水道などの都市基盤施設など、市が保有する全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。		
	実施の内容	「柏崎市公共施設等総合管理計画」の中で定めた今後10年程度の施設類型別の中期目標の進捗を管理し、本計画を実施していくための詳細な個別施設計画の策定を進める。また、管理運営について、指定管理者制度や民間委託など、PPP/PFIの活用も視野に入れ推進する。		
	最終目標	公共施設等総合管理計画を実施するための、個別施設計画を策定する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	<ul style="list-style-type: none"> ・類型別の個別施設計画策定の方針を決める。 ・施設カルテを整備し、固定資産台帳とのリンクを図る。 ・公共施設マネジメントの専任組織の設置の検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画の整備を進める。 ・公共施設マネジメントの専任組織の設置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントの専任組織を設置し、公共施設に関する情報と各課で策定した個別施設計画を一元的に管理する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	<p>A: 計画どおり</p> <p>類型別の個別施設計画策定の方針を定め、6月末までに施設所管課から計画素案が提出された。7月の公共施設マネジメント推進委員会に報告し、委員会の意見を踏まえて8・9月に施設所管課とのヒアリングを行い、計画策定に向けた作業を進めた。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>8月の公共施設等マネジメント推進本部会で、今後地区ごとに施設の再配置を行うとする方針と、施設再配置案を検討するモデル地区2地区の承認を得た。</p> <p>本部会の決定を受け、その下部組織である関係課10課で構成する分科会を開催し、モデル地区内の公共施設再配置方針の素案作りに向け検討を開始した。</p> <p>分科会を8月30日と9月21日の2回開催した。</p> <p>専任組織の設置を検討していることを部長会議及び二役に対して報告した。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>鶴川地区は、鶴川コミセンと野田コミセンの統合について、合意に向けた地域協議を重ね、経過措置等の具体的な内容協議を開始した。</p> <p>西山地区は、コミュニティセンターの統合を中心とした公共施設の再配置方針を西山町振興協議会に説明し、6か所のコミセン会長・センター長等でコミセン統合検討委員会を組織し、統合協議を開始した。</p> <p>8月19日に第1回マネジメント推進本部会議を開催し、未利用施設の活用に向けた取組と専任組織の必要性について説明した。</p>
	期末	<p>A: 計画どおり</p> <p>組織機構の見直しを踏まえた類型別の個別施設計画と付属資料となる施設カルテを策定し、平成30年度から施行する。</p> <p>公共施設等のケアマネジメントに関する全庁的な方針を決定する「柏崎市公共施設等マネジメント推進本部」を平成30年度中に設置することを決めた。なお、専任組織の設置は平成30年度も検討を続ける。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>鶴川地区については、公共施設の再配置方針を決定し、鶴川診療所の廃止を中心に地区との協議及び住民説明会を開催し、地区から一定の理解を得た。</p> <p>西山地区については、コミュニティセンターの統合を中心とした公共施設の再配置方針を決定し、平成31(2019)年度以降地区との意見交換等を行う。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>鶴川地区は、コミセンの統合を含む鶴川地区施設再配置方針について住民説明会を開催し、合意を得た。</p> <p>西山地区は、コミセン統合を中心とした西山地区施設再配置方針について住民説明会の開催準備を行った。</p> <p>公共施設マネジメントの専任組織の設置の必要性について、マネジメント推進本部会において了承を得た。</p>

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	1 公共施設マネジメントの推進		No	31
実施事項	橋りょう長寿命化修繕計画の促進		所管課名	都市整備課 (道路河川課)
現状と課題 (これまでの取組)	現在、高度経済成長期に整備された橋りょうの老朽化が全国的に問題となっている。平成26年7月には道路法が改定され5年に1度の橋りょう点検が義務化となり、老朽化した橋りょうを多数保有する本市においても、点検・診断・措置(修繕)・記録といったメンテナンスサイクルを経済的かつ効率的に展開し、市道橋の健全性を確保することが求められている。			
実施概要	実施の目的	本市が管理する市道橋について、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と毎年必要となる予算の平準化を図りながら、予防保全型の修繕による長寿命化を推進し、維持管理費の削減を図る。		
	実施の内容	全ての市道橋に対して5年に1回の近接目視点検を計画的に実施し、その診断結果を基に優先順位をその都度決定して修繕を実施する。		
	最終目標	安全で安心して利用できる道路網を確保する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	市道橋の修繕を6橋実施する。	同左	同左
	内容	修繕実施年間橋梁数 ※()内は、総累計数		単位 橋
	計画	6 (67)	6 (73)	6 (79)
	実績	8 (69)	5 (74)	15 (89)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 柏崎市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検を行った。年度別計画において当初想定した6橋を上回る8橋の修繕が必要となったが、8橋全ての工事を行っている。	A: 計画どおり 柏崎市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検を行った。年度別計画において、当初6橋を想定し、予定の6橋について工事を行っている。	A: 計画どおり 柏崎市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検と修繕を行っている。年度別計画において、6橋の修繕を計画していたが、修繕の優先度が高い橋りょうが比較的小規模であったことから、15橋の修繕工事を予定している。
	期末	A: 計画どおり 年度別計画において当初想定した6橋の修繕を実施し、調査により損傷が判明し、対処の必要が生じた2橋の修繕を追加し、予定を上回る8橋の修繕工事を実施した。	A: 計画どおり 年度別計画において6橋の修繕を予定していたが、工事費が増額したことから工事の件数が減り、5橋の修繕工事を実施した。 今後も近接目視点検を計画的に実施し、その結果に基づいた橋りょうの修繕を行い、安全で安心して利用できる道路網を確保していく。	A: 計画どおり 年度別計画において、6橋の修繕を計画していたが、修繕の優先度が高い橋りょうが比較的小規模であったことから、15橋の修繕工事をを行った。 今後も近接目視点検を計画的に実施し、その結果に基づいた橋りょうの修繕を行い、安全で安心して利用できる道路網を確保していく。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	1 公共施設マネジメントの推進		No	32
実施事項	農業集落排水処理施設の統合		所管課名	ガス水道局建設課 (上下水道局建設課)
現状と課題 (これまでの取組)	農業集落排水処理施設は、16施設が稼働しており、供用開始から年数が経過し老朽化が進んだ施設であることから、機能強化対策事業によって改築更新を実施している。今後は、人口減少に伴う汚水量の減少を考慮し、処理施設の統合を検討していく必要がある。			
実施概要	実施の目的	処理施設の統合により、余剰施設を廃止することができるため、施設の改築更新費用の削減及び運転管理委託や電力料などの維持管理費節減になり、効率的に汚水処理を行うことができる。		
	実施の内容	別山地区処理場機能強化対策事業の実施に併せて、別山北部地区処理場の流入汚水を別山地区処理場に切り替える。その後、別山北部地区処理場の機器撤去と清掃を行い、財産処分承認申請を県に提出する。		
	最終目標	別山地区と別山北部地区を統合し、効率的な汚水処理を実施する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	別山地区処理場と中継ポンプ施設の機能強化対策工事に着手する。	別山地区処理場と中継ポンプ施設の機能強化対策工事を継続し進捗を図る。	別山地区処理場と中継ポンプ施設の機能強化対策工事を完了させ、別山北部地区からの流入汚水の受入処置を完了させる。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 9月に別山地区処理場機能強化対策(機械設備)工事契約を締結した。今後、10月末までに処理場機能強化対策(電気設備)工事を、11月末までに中継ポンプ工事をそれぞれ契約する予定となっている。	A: 計画どおり 5月に別山地区処理場機能強化対策(土木建築)工事の契約を締結した。7月に中継ポンプ(11箇所)工事の契約を締結した。処理場機能強化対策の機械設備と電気設備工事については、継続して実施中である。	A: 計画どおり 5月に別山地区処理場機能調整工事契約を締結した。今後、10月末までに別山北部地区処理場の機器撤去工事と清掃業務委託を契約予定である。
	期末	A: 計画どおり 10月に別山地区処理場機能強化対策(電気設備)工事を、11月に中継ポンプ工事の契約を締結した。	A: 計画どおり 別山地区処理場の機能強化対策は、中継ポンプ工事を2月に完了、機械設備及び電気設備の工事を3月に完了した。	A: 計画どおり 別山地区処理場機能調整工事を3月に完了し、別山北部地区からの流入汚水の受入処置を完了した。財産の処分承認を平成31(2019)年3月14日に県知事から得て、別山地区と別山北部地区の統合を完了した。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	1 公共施設マネジメントの推進		No	33
実施事項	学校給食共同調理場の適正配置の検討		所管課名	教育総務課
現状と課題 (これまでの取組)	学校給食の共同調理場化は、中央調理場を適正規模にするための調理場分散化計画に基づき、おおむね中学校区での配置として平成3年度から実施している。しかし、地域によっては、計画当時の児童生徒数からの減少が著しいことから、調理場施設の能力に見合った受配校の再編について継続的に検討していく必要がある。			
実施概要	実施の目的	施設能力に見合った受配校の配置は、業務量の適正化による調理業務の効率化及び衛生管理や安全面の向上が見込まれる。		
	実施の内容	既存の共同調理場9か所及び米山小学校単独調理校の適正配置(統廃合及び受配校の再編)を検討する。		
	最終目標	調理業務の委託契約更新年度に向け、再編による適正配置を検討する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	共同調理場及び米山小学校の現状を確認し、人口動態等から今後の児童生徒数の推移を把握する。	既存施設の適正配置について検討を進める。	平成32年度からの給食業務委託事業更新に併せ、受配校の再編(北条・鯖石・高柳)を検討し、実施する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 5月1日現在の児童・生徒数から、各共同調理場の現状を確認した。今後の推移についても、出生数を基に来年度以降の見込食数を確認することで把握した。	A: 計画どおり 今年度で米山小学校単独調理業務を廃止し、平成31年度から西部調理場の受配校とすることを決定し、給食調理業務委託の契約変更協議を開始した。	A: 計画どおり 鯖石調理場と高柳調理場を廃止し、北条調理場へ統合することを前提として令和2(2020)年度からの3か年の学校給食調理業務委託先を選定する、公募型プロポーザルの実施を決定した。9月11日に公告し募集を開始した。 このことにより、現在の10調理場から、8調理場になる予定である。
	期末	A: 計画どおり 調理場の統廃合や受配校の再編等の検討に向け、平成30年4月1日時点の各調理場における受配校の生徒数及び今後5年間の新入生数を確認した。	S: 計画以上 平成31年(2019年)4月から米山小学校の単独調理校方式を共同調理場方式とし、西部地区共同調理場の受配校とした。これにより、調理業務委託契約の変更により約130万円が削減され、施設管理費等の効率的な予算執行につながった。	A: 計画どおり 受配校の再編(北条、鯖石、高柳)は、当初計画より1年早い令和2(2020)年度からの給食業務委託事業更新に合わせて実施することができた。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	2 効率的な施設の維持管理		No	34
実施事項	農業施設の機能確保と長寿命化の検討		所管課名	農林水産課
現状と課題 (これまでの取組)	県からの財産譲与により、市が直轄管理する農道が多くなっている。農道として建設されたが、一般車両の乗入れが増加し、公共性が増大している。現在では、安全施設(白線・看板等)を含めた維持補修が必要となっている。			
実施概要	実施の目的	増大している直轄管理農道の現状を把握することにより、計画的な施設の維持補修に取り組む。長期補修計画を策定することにより、事業費の平準化やコストの削減を目指す。		
	実施の内容	パトロール等により、施設の現状把握に努める。大規模な改修が必要な箇所については、費用対効果を勘案しながら、補助事業の導入を含めた長期計画を策定する。		
	最終目標	現状の把握を行い、長期補修計画を策定する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	策定済みの直轄管理農道パトロール計画に基づき、直轄管理農道の現状把握を行う。	現状把握に基づき大規模な改修が必要な箇所の順位付けをする。	優先順位付けに基づき補助事業の導入を探りつつ直轄管理農道の長期補修計画を策定する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 月1回以上農道パトロールを実施し、現状把握を行っている。軽微な修繕箇所はその都度対応している。	A: 計画どおり 今年度も引き続き、4月から農道パトロールを実施している。また、過去3か年分の未修繕箇所を一覧表にまとめた。大規模な改修工事はなかった。今年度中に修繕計画(平成31・32・33年度施工)を策定する予定である。	A: 計画どおり 3か年修繕計画に基づき、緊急性の高い農免農道西中通線の現場確認を実施したところ、全線にわたって路面のクラックや沈下が見られた。現在、補助事業の採択条件を満たすことから、県と協議を進めている。
	期末	A: 計画どおり 4月から3月の期間、農道パトロールを月1回以上実施した。また軽微な修繕を23件実施した。	A: 計画どおり 4月から翌年3月までの期間、農道パトロールを月1回以上実施し、軽微な修繕を30件実施した。また、パトロール結果をまとめ、3か年修繕計画を策定し、平成31(2019)年度から順次修繕工事を実施していく。	A: 計画どおり 4月から翌年3月までの期間、農道パトロールを月1回以上実施し、軽微なものを含め修繕を26件実施した。また、農免農道西中通線の道路補修について、県と協議を重ねた結果、県単事業により実施できる見込みとなったことから、修繕計画に基づき令和2(2020)年度から3か年かけて道路補修工事を実施する。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	2 効率的な施設の維持管理		No	35
実施事項	都市計画道路整備の新たな事業手法検討		所管課名	都市政策課 (都市計画課)
現状と課題 (これまでの取組)	都市計画道路の整備において、現在は多額な建物補償費、住宅再建の問題や大規模な道路構造物建設などが課題となり、投資費用に対して事業効果がなかなか上がらない状況である。			
実施概要	実施の目的	用地取得方式の見直しや建設工事費の抑制手法を検討実施することにより、用地提供者への負担軽減とともに都市計画道路の整備進捗を図る。		
	実施の内容	更地売物件の情報収集による新築前の用地先行取得を1路線で試行し、事業費の軽減を図る。 暫定整備による供用開始や既存道路の活用など、道路整備方法を検討し、早期事業効果の発現を図る。		
	最終目標	事業費の軽減や整備区間の早期供用を目標とした道路整備を実施する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	日吉町桜木町線比角工区において、平成28年度用地取得箇所の暫定道路整備を実施する。	日吉町桜木町線比角工区において、更地売物件及び物件補償を必要としない、用地取得を実施する。	日吉町桜木町線比角工区において、平成30年度用地取得箇所の暫定道路整備を実施する。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 平成28年度用地取得2箇所のうち、1か所の暫定整備工事を発注した。他の1か所も年内の発注を予定している。	A: 計画どおり 平成30年度に用地取得を予定している土地について、土地調査測量業務及び物件調査算定業務の委託を完了し、年度内の土地売買契約締結を予定している。	A: 計画どおり 平成30年度用地取得箇所の暫定道路整備工事を発注し、現在、工事着手の準備を進めている。
	期末	A: 計画どおり 日吉町桜木町線比角工区において、平成28年度用地取得の2箇所について暫定整備工事を完了した。	A: 計画どおり 用地取得を予定していた土地について、土地調査測量業務及び物件調査算定業務の委託を実施し、土地売買契約締結して取得を完了した。	A: 計画どおり 日吉町桜木町線比角工区において、平成30年度用地取得箇所の暫定整備工事を完了した。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	2 効率的な施設の維持管理		No	36
実施事項	道路照明の計画的な更新		所管課名	維持管理課 (道路維持課)
現状と課題 (これまでの取組)	現在、維持管理課(道路維持課)が管理している自立式の道路照明は581基あり、破損したものをから更新している状況であるため、計画的な更新が求められている。			
実施概要	実施の目的	581基のうち、平成23年度末に設置した74基を除いた507基を対象として、平成27年度末までに278基の点検を行った。残りの229基については、平成29年度までに社会資本整備総合交付金事業により点検を行い、点検結果に基づき更新計画を作成する。また、更新によるLED化に伴い、長寿命化・省電力化による温暖化対策が期待できる。		
	実施の内容	平成29年度末までに229基の点検を行い、更新計画を作成する。平成30年度から更新計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業を活用して道路照明の更新を行う。		
	最終目標	平成29年度に作成する更新計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業を活用し、順次更新を行う。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	点検結果に基づき、道路照明の更新計画を策定する。	計画に基づき、老朽化した道路照明の更新を行う。	同左
	内容	道路照明の年間更新基数		単位 基
	計画	8	15	20
	実績	7	18	20

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	B: 計画未滿 平成28年度までの点検結果に基づき、更新計画を策定した。平成29年度の点検を今後発注し、計画に反映させる予定としている。 なお、更新基数については、予算の確保ができなかったため、6基となる見込みである。	A: 計画どおり 9月末現在、5基の更新を発注済み。今後、10基の更新を実施予定	A: 計画どおり 9月末現在、10基(単独柱8基、灯具のみ交換2基)の更新工事を発注済みである。 今後、10基の更新工事を予定している。
	期末	B: 計画未滿 平成29年度の点検結果を反映し、更新計画を策定した。 更新基数については、7基を更新した。	S: 計画以上 平成29(2017)年度に策定した更新計画に基づき、照明の建て替えが14基、照明の灯具のみ交換が4基、合計18基の更新を行った。	A: 計画どおり 平成29(2017)年度に策定した更新計画に基づき、照明の建て替えを17基、照明の灯具のみ交換を3基、合計20基の更新を行った。 LED化により長寿命化・省電力化が図られた。 今後も更新計画に基づき順次更新を行っていく。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	3 市有財産の利活用と処分		No	37
実施事項	未利用財産の利活用及び処分		所管課名	用地管財課 (財政管理課)
現状と課題 (これまでの取組)	これまで利活用の予定がない財産の売却処分や貸付け等による利活用を図ってきたが、今後も限られた財源の中、未利用財産に係る維持管理費用を軽減する必要がある。			
実施概要	実施の目的	未利用財産について貸付け等による有効活用を進め、利活用の予定がない財産は売却処分等を行うことにより、財源確保と維持管理費用を軽減する。		
	実施の内容	個々の財産について、現況と課題等を評価するとともに、当該評価に基づく具体的な処分・利活用について方針を定めた上で、計画的に進める。		
	最終目標	個々の財産の現況と課題等を評価し、具体的な処分・利活用を実施する。		
年度別計画及び目標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	未利用土地の現状を評価分類し、処分・利活用の方針を決定する。	決定した方針により、新たに公売にかける財産について境界確定、諸条件の調査等を行い、公売物件に追加する。	同左
	内容	追加公売物件		単位 m ²
	計画	195	80 (275)	80 (355)
	実績	195	390 (585)	220 (805)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 9月に随時の公売を実施し、1か所(東港町)売却した。 11月の定例の公売時に新しい公売地(西港町)を1か所追加する予定としている。 未利用地の現状を評価分類し、処分の方針を決定した。	A: 計画どおり 11月の定例公売時に新規公売地として北園町(体育館跡地)、鯨波(集会所跡地)の2か所を追加した。 未利用資産の有効活用に向け、100m ² 以上の市有地リストの作成に着手した。	A: 計画どおり 各課所有の未利用地情報の精査及び現地確認を行い、新規公売物件1件(新花町)を追加した。 10月に、7か所の公売会を実施する。
	期末	A: 計画どおり 未利用地一覧から売却処分可能な資産7件を選定し、10月に公募を行った。 9月に追加の公売を実施し、1か所(東港町)3501.55m ² を売却した。 11月の定例の公売時に1か所(西港町)195.3m ² を売却した。	A: 計画どおり 未利用地一覧から新たに鯨波二丁目(390.09m ²)と北園町(2,117.42m ²)の2件を公売物件に追加し、11月に公募を行った。 処分可能未利用地の一覧の更新を行うため、100m ² 以上の市有地リストを作成し、次年度の追加公売地の検討を行った。	A: 計画どおり 未利用地一覧から新たに新花町(220.75m ²)を公売物件に追加し、10月に公募を行った。 10月に公募を行った新田畑(763.61m ²)について、3区画に分割して売却することについて上下水道局及び北陸ガスと協議を行い、令和2(2020)年度は3区画のうち1区画のみ公募することとした。

視点4：資産 資産の計画的なマネジメント

取組項目	3 市有財産の利活用と処分		No	38
実施事項	水道休止施設の解体の実施		所管課名	ガス水道局浄水課 (上下水道局建設課)
現状と課題 (これまでの取組)	水道事業では、安全な水を安定的な水圧で供給するとともに、エネルギーの削減を考慮しながら施設の統廃合を実施してきた。その結果、現在休止している施設(ポンプ場など)を順次整理する必要がある。			
実施概要	実施の目的	水道休止施設を解体整理することにより、管理に係る業務の軽減と景観面、保安面の改善が図られる。		
	実施の内容	平成29年度から平成31年度までの間で、旧南条簡易水道施設、大津ポンプ場、旧上輪簡易水道施設の3か所を解体整理する。		
	最終目標	3か所の水道休止施設を解体整理し、更地化する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	旧南条配水施設の建屋、門扉等を撤去する。ただし、配水池の撤去は実施しない。	大津ポンプ場を撤去し更地化する。	大津ポンプ場を撤去し、更地化するための協議を開始する。
	内容	撤去施設数		単位 箇所
	計画	1	1	0
	実績	1	1	0

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり	A: 計画どおり	A: 計画どおり
		10月に旧南条配水池施設の撤去を完了した。	大津ポンプ場に代えて、地元から要望のあった旧西中通簡易水道の休止配水池の撤去解体を設計中である。11月中旬に契約予定としている。大津ポンプ場については、次年度に解体予定とし、次年度の旧上輪新田浄水場は先送りとする。	4月に地元関係者との撤去のための協議を開始し、現在も継続中である。
	期末	A: 計画どおり	A: 計画どおり	A: 計画どおり
10月に旧南条配水池施設の撤去を完了した。		旧西中通地区簡易水道の休止配水池の解体撤去を2月に完了し、更地化した。	4月に地元関係者との協議を開始したが、今年度の同意には至らなかった。大津ポンプ場の撤去は今後も協議を継続し、他の休止施設も含め、順次解体整理に取り組む。	

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	39
実施事項	市民活動団体等への支援及びリーダーの育成		所管課名	市民活動支援課
現状と課題 (これまでの取組)	「元気なまちづくり事業補助金(平成22年度～)」、「市民活動アドバイザー等派遣事業(平成24年度～)」により、市民活動団体のニーズに応じた支援を実施している。平成27年11月に開設したかしわざき市民活動センター「まちから」の機能との整合性を図りながら、事業の実施と支援の在り方について検討する必要がある。			
実施概要	実施の目的	市民活動団体の活動をサポートする事業の適正化について検討し、市民活動団体における真に必要な支援策を見直すことで、市民活動の活発化を図る。		
	実施の内容	まちから及び中間支援組織を活用し、市民活動団体が必要とする事業及び支援の在り方について検討を行う。		
	最終目標	市民活動団体が活動しやすくなる環境を整えることで、地域活動を主体的に担うことのできる市民活動団体を育成する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	まちからのコーディネーター業務を周知し、市民活動促進を図る。 元気なまちづくり事業、市民活動アドバイザー等派遣事業を周知徹底して、活用を促す。	2事業の継続を通じて、人材発掘及び育成を行い、各団体が主体となって企画・運営するまちから事業や地域活動を実施する。	改正した元気なまちづくり事業補助金の活用により、公益活動に関わる団体、人材の更なる創出及び育成を図る。
	内容	元気なまちづくり事業補助金交付団体数		単位 団体
	計画	13	14	10
	実績	10	8	2

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 10団体から元気なまちづくり事業補助金の交付申請があり、公開審査会を経て全団体への交付を決定した。 2団体からアドバイザー派遣事業の利用申請があり、各団体に専門家を派遣し、活動推進に取り組んだ。 上記事業の実施に当たり、まちからのコーディネーター機能が発揮された。	B: 計画未滿 種まき部門4団体(追加募集を含む。)、チャレンジ部門4団体の計8団体から、元気なまちづくり事業補助金の交付申請があり、審査会を実施し交付を決定した。 アドバイザー派遣については、現時点で利用申請はない。 元気なまちづくり事業補助金については、新規な団体もあり、新たな人材が発掘されている。また、申請団体が地域に貢献しながら活動している。	B: 計画未滿 元気なまちづくり事業補助金は、やる気応縁、ふるさとづくり応縁の2部門に再編した。今年度は、自分のやりたいことで地域の問題解決を図る人、団体を育成、発掘することを一つの目的として、平成30(2019)年度から始めたスクールの受講者から両部門にそれぞれ1団体の申請があり、審査の結果、いずれの団体へも補助金の交付を決定した。 今後も、補助金の支給のみならず、まちづくりコーディネーターによる事業に対するアドバイスなど、新たな団体、人材が活動しやすい環境の整備に努める。
	期末	A: 計画どおり 元気なまちづくり補助金を10団体へ交付し、活動団体が活動しやすい環境を整えられたとともに、活動団体の活発化が図られた。 4団体からアドバイザー派遣事業の利用申請があり、アドバイザーを申請団体に派遣し、活動推進に取り組んだ。	B: 計画未滿 種まき部門4団体、チャレンジ部門4団体の計8団体に補助金を交付し、地域活動を主体的に担うことのできる市民活動団体の育成が図られた。 まちづくり事業補助金は、平成31(2019)年度から部門を3部門から2部門に再編するなど、市民活動を担う人材の更なる発掘、育成を図る仕組みを整えた。 アドバイザー派遣事業は、1団体が活用した。これまでは、外部に専門家を依頼していたが、まちからコーディネーターのスキルアップにより、専門家と同様のアドバイスが可能となったため平成31(2019)年度からはまちからコーディネーターが実施する。	B: 計画未滿 やる気応縁部門1団体、ふるさとづくり応縁部門1団体と申請は計画より少なかったが、制度改正の目的にあった団体の活動を補助することができた。 また、補助金を交付するだけでなく、活動に対して、まちからのまちづくりコーディネーターがアドバイスすることで団体が活動しやすい環境を提供できた。

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	40
実施事項	かしわざき市民活動センターの活用		所管課名	市民活動支援課
現状と課題 (これまでの取組)	中越沖地震以降に芽生えた市民活動団体が主体の新たなまちづくり活動に加えて、コミュニティ活動をサポート・推進する拠点整備の必要性が高まってきたことから、かしわざき市民活動センター「まちから」を平成27年11月に開館した。今後は、市民活動拠点として「まちから」を積極的に活用していく必要がある。			
実施概要	実施の目的	市民、市民活動団体における個々の活動拠点となるだけではなく、まちからで新たに「つながる」ことが、地域課題への挑戦力を育む礎となる。		
	実施の内容	まちからを市民活動の拠点とし、市民参加及び協働のまちづくりを推進するための有効な活用方法について検討を行い、試行を経て本格活動を目指す(まちから主催事業、交流会の開催など)。		
	最終目標	かしわざき市民活動センターを活用することで、市民活動団体のネットワークを構築し、柏崎地域の活性化に寄与する。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	様々な市民活動団体の活躍の場として、まちから主催事業の実施により、活動の場の提供と団体同士が繋がりを創出する。	事業を継続し、参加団体の拡充を図る。	平成30年度から指定管理者制度を導入し様々な交流会を通して、まちで活躍するプレーヤーが増えてきた。これまで以上に、「まちのプレーヤー」を増やすための事業・環境整備・体制を構築する。
	内容	① まちからチャレンジデーの実施 ② まちから交流会の実施		①ライクワークスクール ②アイデア交換会
		単位:回		単位:人
	計画	① 5 ② 3	① 6 ② 3	① 6 ② 20
	実績	① 6 ② 3	① 3 ② 6	① 9 ② 41

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり	A: 計画どおり	B: 計画未滿
		4月、6月及び8月にまちからチャレンジデーを実施した。 4月にまちから交流会を実施した。 上記の開催により、様々な団体・個人の活躍の場を提供し、団体同士や団体と市民との交流を推進した。	6月・8月にまちからチャレンジデーを実施した。 7月・9月にまちから交流会を実施した。 8月に35歳以下の交流会として、「35ちゃんぷる」を実施した。 上記の開催により、様々な団体・個人の活躍の場を提供し、団体同士や団体と市民との交流を図った。	①ライクワークスクールは、11月からの本受講(11/9～2/15までの計6回)の体験会を8/31、9/21に実施し、それぞれ5人計10人の出席があった。 ②アイデア交換会は、下半期に計画しているが、具体的な内容はこれからである。
	期末	A: 計画どおり	B: 計画未滿	A: 計画どおり
まちから交流会、35ちゃんぷる等がまちからで実施され、活動団体に活動の場を提供した。 様々な団体、個人がまちからに集い、まちからが交流の場となり、団体同士と市民が繋がることができた。		6月・8月・11月にまちからチャレンジデーを実施し、延べ35団体から出展があり、活動団体に活動の場を提供することができた。 まちから交流会は、若者交流会(35ちゃんぷる)を含め、6回実施した。 指定管理者の事業計画により、まちから全体での見直しが行われた結果、まちからチャレンジデーの回数は計画未滿であったが、互いのイベントに出展し合うなど、本イベントの枠を超えた横のつながりができた。 全体としては、交流会などをきっかけに、新たなつながりができ、まちからが交流の場として、大きな役割を担った。	①全6回のライクワークスクールは9人が受講した。自分の生き方を探求しながら地域の課題解決に向けた活動の推進を図った。また、スクール生同士の新たな繋がりも生まれ、スクール生の活動の幅を広げることができた。 ②アイデア交換会は41人の参加があった。5つのテーマに対して、参加者が活動の悩みや課題の解決に向けたアイデアを交換することで、その後の活動をブラッシュアップする機会を提供することができた。	

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	41
実施事項	広聴広報活動の充実		所管課名	元気発信課
現状と課題 (これまでの取組)	市民ニーズに基づく政策形成には、市民と行政の情報共有が重要である。このため、広報誌やホームページ、ソーシャルメディア、パブリシティーなどで、市民に行政情報を提供するとともに、地域懇談会、移動市長室、市民応接室、市長への手紙などで市民ニーズの把握に努めている。今後とも、より一層市民ニーズに応えるため、全庁的な広聴広報活動を充実する必要がある。			
実施概要	実施の目的	広く市民に行政情報を伝えるため、広報誌やホームページを分かりやすく見やすくすることで、市民と行政情報の共有化を図ることができる。また、市民ニーズを把握し、的確な行政運営を行うため、ソーシャルメディアを活用することで、双方向の広聴広報活動が展開できる。		
	実施の内容	職員の広報力向上を図るため、研修を継続して行う。市民ニーズを把握するため、市民と情報を共有し、共感や理解を得ながら、つながりを深めるソーシャルメディアを活用していく。		
	最終目標	全庁的な広報力向上に取り組み、職員の意識改革を図る。また、双方向の広聴広報活動の進展を図る。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	ホームページの内容を充実するため、作成者研修を2回開催する。フェイスブック、ツイッター及びインスタグラムを使い、市民に行政情報を投稿し、共感や理解を深めていく。	同左	フェイスブック、ツイッター及びインスタグラムを使い、市民に行政情報を投稿し、共感や理解を深めていく。
	内容	フェイスブックの「いいね」の数とツイッターの「フォロワー」の数		単位 件
	計画	「いいね」の数:2,000 フォロワー数:1,400	「いいね」の数:2,200 フォロワー数:1,450	「いいね」の数:3,000 フォロワー数:2,800
	実績	「いいね」の数:2,171 フォロワー数:2,172	「いいね」の数:2,482 フォロワー数:2,390	「いいね」の数:3,010 フォロワー数:3,019

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 下半期に実施するホームページ作成研修の事前打合せを関係事業者と行った。 継続して情報発信に努めた結果、9月末時点で、フェイスブックの「いいね」が2,136件、ツイッターの「フォロワー」が2,043人となった。	A: 計画どおり 5月に新任者を対象に研修会を4回行い、70人の参加があった。 継続して情報発信に努めた結果、9月末時点で、フェイスブックの「いいね」が2,376件、ツイッターの「フォロワー」が2,344人となった。 ホームページのトップページリニューアルのため、移住・定住推進本部で、方針やデザイン案の提案を行い、承認を得た(11月公開予定)。	A: 計画どおり 4月から9月までの183日間で、フェイスブック及びツイッターを用いて、それぞれ218回、イベントや催事、災害などの緊急情報の発信を行った。 その結果、9月末現在のフェイスブックの「いいね」は2,861件、ツイッターのフォロワー数は2,758件と目標値を超えたことを踏まえ、フェイスブックは3,000件、ツイッターは2,800件に目標の変更を行った。
期末	A: 計画どおり 1月にホームページ作成研修を2回行った。 継続して情報発信に努めた結果、3月末時点で、フェイスブックの「いいね」が2,171件、ツイッターの「フォロワー」が2,172人となった。	A: 計画どおり SNSでの情報発信を継続的に実施した結果、フェイスブックの「いいね」は2,482件、ツイッターのフォロワーは2,390件となった。 ホームページのトップページのリニューアルを実施した。 2月に柏崎市の広報活動全般にわたっての市民アンケートを実施し、1,298人・43.3%の回答を得た。この結果を踏まえ、より移住・定住につながる効果的な情報発信に取り組む。	A: 計画どおり SNSでの情報発信を年間を通じて毎日実施するとともに、地震や豪雨、感染症の拡大などの緊急時の情報発信を積極的に取り組んできたことにより、フェイスブック及びツイッターのフォロワーは3,000人を超えた。 また、ホームページのリニューアルに合わせて訴求力を高めるため、花火などのコンテンツに特化した特設サイトを開設するとともに、6回の研修に271人の職員が受講し、ホームページによる情報発信力の強化に努めた。	

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	42	
実施事項	成年後見人制度の普及啓発と支援体制の拡充		所管課名	福祉課	
現状と課題 (これまでの取組)	成年後見人制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の財産の管理やその他の生活における不利益な契約を回避するための保護・支援制度であり、その利用に関する相談、支援及び制度の啓発が必要となっている。様々なケースが存在し、個々の状況に応じた選択や判断及び関係機関との連絡調整も必要となるため、柏崎市社会福祉協議会にその業務を委託し、相談、支援、研修会及び制度の啓発を行うとともに、市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度利用促進のための体制整備を図っている。				
実施概要	実施の目的	制度の啓発により、成年後見制度利用者が増えてきているが、柏崎市社会福祉協議会が親族以外の第三者として成年後見人になるケースが増えてきている。このため、市民後見人養成講座を開催し、体制整備を図っている。成年後見人のサポート及び組織化を検討し、体制整備の充実を目指していく。			
	実施の内容	今後は、制度の啓発を続けていくとともに、この受講者のフォローアップなどを考えながら、柏崎市社会福祉協議会の成年後見人のサポート及び組織化を検討し、本格的な体制整備を検討する必要がある			
	最終目標	受講者の成長による、柏崎市社会福祉協議会の成年後見人サポートの充実と組織化を進める。			
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
	計画 (何をどこまで実施するか)	市民後見支援員登録されている者を、成年後見人のサポートとして活動する人員を増やしていく。	同左	同左	
	内容	活動人員増員数	※()内は、総累計数	単位	人
	計画	2 (4)	2 (6)	2 (8)	
	実績	18 (20)	0 (20)	15 (35)	

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	S: 計画以上 市民後見支援員は、平成29年度に2人の増員を計画していたところ、9月末時点で16人増となり、現在18人が活動を行っている。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、引き続き成年後見人のサポートに向けた様々な取組を行っていく。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、引き続き成年後見人のサポートに向けた様々な取組を行っていく。
	期末	S: 計画以上 市民後見支援員は、平成29年度に2人の増員を計画していたところ、年度末時点で37人が登録され、20人が活動を行っている。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、引き続き成年後見人のサポートに向けた様々な取組を行っていく。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、引き続き成年後見人のサポートに向けた様々な取組を行っていく。

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	43
実施事項	地域の助け合い体制の充実		所管課名	介護高齢課
現状と課題 (これまでの取組)	要介護認定者は年々増加傾向にあることから、地域において介護予防事業を推進する活動を行ってきた。今後は、地域で暮らし続けるための生活支援の体制を構築し、元気な高齢者が積極的に地域活動に参加し、支援を必要とする高齢者を見守るなど助け合い活動を行い、住民主体による生活支援サービスの創出や担い手育成をしていく必要がある。			
実施概要	実施の目的	団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、地域全体で支援を必要とする高齢者を支える体制づくりや取組を推進する。それにより、担い手となる高齢者自身の介護予防につなげる。		
	実施の内容	くらしのサポーター講座を実施し、元気な高齢者等が支援を必要とする高齢者を支える仕組みをつくる。		
	最終目標	取組地域を段階的に拡大し、くらしのサポーター数を増やす。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	従来のコミュニティデイホームの事業を充実させたくらしのサポートセンター事業を開始し、助け合い活動を取り組む地域において、その担い手となるくらしのサポーターを養成するための講座を開催していく。	くらしのサポートセンター事業を推進し、助け合い活動を取り組む地域において、その担い手となるくらしのサポーターを養成するための講座を開催する。	同左
	内容	くらしのサポーター増員数 ※()内は、総累計数		単位 人
	計画	15 (60)	15 (75)	15 (90)
	実績	80 (141)	11 (152)	0 (152)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり ・平成29年度に、従来のコミュニティデイホームから、くらしのサポートセンターに改称し、助け合い活動に取り組むための一層の働き掛けを行った。 ・南鯖石地区では平成30年度に付随事業を実施する予定であり、平成29年度中の取組として、くらしのサポーター講座を12月に行うこととしている。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、高齢者や要介護者の見守り体制の充実を図るため、今後も様々な取組を行っていく。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、高齢者や要介護者の見守り体制の充実を図るため、今後も様々な取組を行っていく。
	期末	S: 計画以上 ・助け合い活動等の付随事業に取り組むくらしのサポートセンターの実施地区において、くらしのサポーター講座を開催した。(南鯖石、野田、上条地区) ・くらしのサポーターは、平成29年度に80名を養成し、累計で141名となった。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、高齢者や要介護者の見守り体制の充実を図るため、今後も様々な取組を行っていく。	一: 目標達成済 最終目標は達成済であるが、高齢者や要介護者の見守り体制の充実を図るため、今後も様々な取組を行っていく。

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	44
実施事項	こころのゲートキーパー養成研修の実施		所管課名	元氣支援課 (健康推進課)
現状と課題 (これまでの取組)	平成23年度から「こころのゲートキーパー養成研修」を実施し、平成27年度までに延べ3,521人が研修を受講し、受講者の中から自主グループ「まめしてら」も発足した。今後とも、受講者数の増加だけでなく、活動意識の醸成を含めて、計画的に養成していく必要がある。			
実施概要	実施の目的	現在、ゲートキーパー養成研修をスタートして6年が経過し、地域での普及啓発も順調に展開中である。今後とも、戦略的にこころのゲートキーパーを養成し、様々な場面で早期に気づき、早期に対応できる体制を強化する。		
	実施の内容	これまでの受講者の分析から、今後のこころのゲートキーパー養成計画を関係者や自主グループ「まめしてら」等と情報交換しながら作成し、その計画に沿ってこころのゲートキーパーの養成を実施する。		
	最終目標	「こころのゲートキーパー養成研修」を実施することにより、関係機関の各業務及び地域の活動において必要な支援につなげていく。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	従来の「こころのゲートキーパー養成研修」より若年層に対しての研修を強化していくために、平成29年度からは、「高校生向け こころのゲートキーパー養成研修」を実施する。	これまで実施してきた「こころのゲートキーパー養成研修」について、今後の方向性を確認する。	3年間計画で実施している「こころのゲートキーパー養成研修」のため、3年間の受講者に対してのフォローアップ研修を平成31年度に実施する。
	内容	こころのゲートキーパー養成研修 参加人数		単位 事業
	計画	540	540	570
	実績	575	760	1637(中学生対策含む)

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 従来の「こころのゲートキーパー養成研修」の内容を若年層向けにアレンジし、新たに高校生・大学生向けの研修にも取り組んでいる。 <若年層向け> 新潟産業大学附属高校:126名 新潟産業大学:100名 <一般向け> 一般市民向け:72名 市役所窓口担当職員:50名 リケン労働組合:50名	A: 計画どおり 年代別自殺対策として、「こころのゲートキーパー養成研修」の実施対象を明確にした。 <若年層世代> 市内2大学、高等学校、中学校に対して開催する。今年度は、市内2大学、2高等学校、2中学校にて開催 <働き盛り世代> 企業に出向き開催する。出前講座を周知し、職場研修の一環として実施する。 <高齢者世代> 介護支援専門員、訪問介護、訪問看護、地域包括支援センター職員に対し開催する。	A: 計画どおり 各世代別に、より身近な情報を、分かりやすい内容で提供できるよう取り組んでいる。 若年層世代へは、市内2大学、高等学校2校、市PTA連合会、中学校3校にて、合計931名に実施した。今後は、中学校3校にて実施する予定である。 働き盛りの世代を対象とした研修は、リケン組合、ロータリークラブ、新進テック株式会社にて、合計180名に実施した。 高齢者世代へは、高田コミセン、長崎新田コトコト貯筋体操教室にて養成講座を実施した、また、支援者に向けた研修として、社協訪問介護事業所、包括支援センターにて、合計109名に実施した。今後は、1コミセンにて実施する予定である。
期末	A: 計画どおり 中間期以降の参加者は次のとおり <若年層向け> 新潟工科大学:33名 青少年育成委員:27名 <一般向け> 包括・介護支援専門員職員:47名 社協 心の悩み相談員:8名 主任児童委員:22名 ワーク&市民セミナー:40名 他、ハートスクラムかしわざきの活動において、若年層向け自殺対策啓発用ポスターを作成した。標語では、第一中学校の協力により、学生から標語を募集し決定した。若年層対策を通して、若年層の相談がつながるようになった。	A: 計画どおり こころのゲートキーパー養成研修は、若年層世代で470名、働き盛り世代で228名、高齢者世代で21名が受講した。また、世代を問わずに実施した研修では、41名が受講した。 そのほかに、市内2つの中学校におけるSOS出し方教育の実施や、ハートスクラムかしわざきの活動において、市民向け啓発新聞「こころの健康通信」を作成する等により、心の悩みを持つ人に対して周囲が気づく・支える意識を持つことの醸成を図った。	B: 計画未滿 ＊フォローアップ研修は新型コロナウイルス感染防止のため中止した。中間期以降の研修は次のとおり こころのゲートキーパー養成研修は、若年層世代で生徒171名、働き盛り世代で55名、高齢者世代で98名、市職員研修として93名が受講した。年間研修受講者は、計1,637名となった。 そのほかに、ハートスクラムかしわざきの活動において、「こころの健康通信No.2」を作成し、また西山中学校の協力により、標語を募集し、若年層向け啓発用ポスターを作成し、予防の啓発を図った。 今後も積極的に出向く体制で研修を実施し、一人でも多くの市民に自殺予防に対する意識向上を図っていきたい。	

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	1 市民との協働		No	45
実施事項	妊娠・出産・子育てに関する知識の普及啓発		所管課名	子育て支援課
現状と課題 (これまでの取組)	少子化の原因は、近年みられる晩婚化と、それに伴う晩産化が大きく影響している。妊娠・出産が高齢になるほど、不妊、流産等のリスクは高くなる。また、若年者の望まない妊娠や、低体重児出生を未然に防ぐための予防的な取組が必要である。このため、思春期や結婚前の若い世代を対象に、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発が必要である。			
実施概要	実施の目的	思春期や結婚前の若い世代を対象に、妊娠・出産に関する正しい知識を、様々な機会を用いて、幅広く啓発活動を行い、どの妊娠・出産も望まれた、安心・安全な妊娠・出産となることを目的に事業を実施する。また、長期的な視点では、晩産化傾向を改善し、少子化対策の一助となる。		
	実施の内容	思春期や結婚前の若い世代へ、妊娠、出産について正しい知識を伝えるため、リーフレットを利用した啓発や講話等を実施する。 1 関係機関と連携した取組 (1) 柏崎地域振興局及び人権啓発・男女共同参画室と連携(高校生等を対象とする性教育講話・デートDV講座等) (2) 社会人の若者を対象とした取組について、事業所等と情報交換を行い、啓発活動を検討し、実践できるところから開始する。 2 上記の取組の結果から平成32年度以降の方向性を検討する。		
	最終目標	若者に対して、妊娠・出産に関する正しい知識を啓発する場を構築することで、子どもを産み育てやすいまちづくりを進める。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	リーフレットを新成人式フェスティバルの参加者や性教育講話等を実施する高校の生徒に配布する。 献血や健診事業で市と関わりある事業所と情報交換を行い、新採用や若い年代の職員にリーフレットを配布する。	左記事業を継続し、講話を希望する施設・事業所には、ミニ講話を実施する。	左記事業を継続し、取組結果から令和2(2020)年度の方向性を検討する。
	内容	リーフレットを利用した啓発や講話を実施する会場及び施設数		単位 件
	計画	市内高校・大学：5会場以上 事業所：1事業所以上	市内高校・大学：5会場以上 事業所：2事業所以上	市内高校等・大学：6会場以上 事業所：2事業所以上
	実績	市内高校・大学：10会場 事業所：1事業所	市内高校・大学：高校8・大学2 計10会場 事業所：1事業所	市内高校等・大学：高校等7・大学2 計9会場 事業所：4事業所

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 新成人式フェスティバルで妊娠適齢期の啓発資料を配布した。 市内の8高校と2大学で思春期講演会実施時に、妊娠適齢期の啓発資料を配布した。2大学では普及啓発ブースで妊婦体験ジャケット、赤ちゃん抱っこ体験を実施した。 1事業所と1大学で、新採用職員や若い世代の方に妊娠適齢期を含む講話と啓発パンフレットを配布した。	A: 計画どおり 新成人式フェスティバルで妊娠適齢期の啓発資料を配布した(900セット)。 市内の8高校と2大学で思春期講演会等、実施時に妊娠適齢期の啓発資料を配布した。各高校へ打合せに出向き、高校の実態に対応した内容で講座を実施したことにより、好評を得た。 市役所の新採用職員研修時(32名)妊娠適齢期を含む講話と啓発パンフレットを配布した。	A: 計画どおり 新成人式フェスティバルで妊娠適齢期の啓発資料を配布した(900セット)。 また、市内の高校等7校と2大学で思春期講演会等、実施時に妊娠適齢期の啓発資料を配布した。各高校等へ打合せに出向き、高校の実態に対応した内容で講座を実施したことにより、好評を得た。 事業所は、市役所の新採用職員研修(22名)の講話に加え、新たにリケン健康講座において、啓発パンフレットを配布した(39名)。
期末	A: 計画どおり 講話や妊婦の疑似体験等を市役所の新採用職員研修(35名)や新潟産業大学の学園祭(延べ150名)で行い、妊娠や出産に対する正しい知識の啓発を行った。 柏崎地域振興局や市健康推進課との共催により、当初の予定より啓発実施事業所を拡大できたため、2,585枚の啓発リーフレットを配布することができた。	B: 計画未滿 新潟産業大学の学園祭とコラボすることで、通常健康教育では接点がない大学生等の青年期の対象者に向けた啓発の機会となった。 柏崎地域振興局と共催し、思春期講座等の際に、相談電話のカード(にいがた妊娠テレフォン)の配布を行うことにより、若年層への相談窓口の周知を効果的に行った。	A: 計画どおり 市内の高校等7校、大学2校で講話を実施した。事業所への啓発チラシ配布は、健康推進課が実施した講座等のコラボにより、リケンでのチラシ配布に加え、産業大学学園祭(105人)、新潟工科大(50人)、ワークライフセミナー(80人)等、昨年より実施箇所を拡大した。このことにより、多くの若年層に対して安心・安全な妊娠について周知することができた。	

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	2 地域の活性化と協働		No	46
実施事項	西山ふるさと公苑を核とする西山地域の活性化		所管課名	西山町事務所
現状と課題 (これまでの取組)	現在、西山ふるさと館展示室のリニューアル計画を進めている。平成9年の開館以来、初めての大規模改修となる。改修後、地域活動拠点、中国文化を発信する施設として更に展開し、集客の増加及び活性化につなげる必要がある。			
実施概要	実施の目的	西山町地域の核となり、地域文化の発信、交流機能の拠点となっている西山ふるさと公苑の充実を図る。		
	実施の内容	リニューアル基本計画の基本方針や過去から検討されている活性化策を整理し、有効な施設運営、事業実施が可能な組織体制について検討する。また、地元文化団体、小中学校との連携やボランティアガイドの養成を行うことで地域に対する関心を高める。		
	最終目標	西山ふるさと公苑の組織体制を指定管理者制度の導入を含め再検討するとともに、地域マンパワーの掘り起こしや協働を模索し、施設の集客増や地域の活性化につなげる。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	適正な施設管理・組織体制の見直し及び指定管理者制度導入に向けた研究と地域との更なる協働、連携を強化し、集客の増加や地域活性化を図る。	同左	平成32年度に指定管理者制度へ移行するため、必要な予算措置を行う。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	A: 計画どおり 指定管理者制度の導入を見据え、平成29年度から週末開館日を複数人体制に見直し、サービスの向上に取り組んだ。 サマーイベント(地元物産販売)、鼓童交流公演、イルミネーション2017など、地域連携や集客の増加につながるイベントを開催している。	A: 計画どおり 指定管理者制度の導入に向け、関係課との協議や、過去の利用状況、また、使用料・指定管理料算定用の資料を収集した。 西山さくらまつりを行うなど、新たに立ち上がった賑わいづくり実行委員会と連携し、集客の増加を図った。 展示室リニューアルやイベント実施効果により、9月末現在の入館者数が、30,946人(前年比6,641人増)となった。	A: 計画どおり 指定管理者制度の導入に向け、使用料の見直しを行った。また、指定管理者を公募するため、募集要項等を作成し、公告を行った。 自主事業として、西山さくらまつりを開催したほか、ガーデニング講座や新たにパソコン講座を開催するなど、教養を高める事業も展開した。 各種イベントの実施により、9月末現在の入館者数が、33,907人(前年比2,961人増)となった。
	期末	A: 計画どおり 指定管理者制度の導入を見据え、平成29年度から週末開館日を複数人体制に見直し、サービスの向上に取り組んだ。 サマーイベント(地元物産販売)、鼓童交流公演、イルミネーション2017など、地域連携や集客の増加につながるイベントを開催した。 展示情報の陳腐化、旧態化などの影響もあり、入館者数が36,917人(前年比7,214人減)となった。	A: 計画どおり 指定管理者制度の導入に向け関係課との協議や、県内の文化ホールや道の駅を設置している自治体へアンケートを実施した。 各自主事業や賑わいづくり実行委員会と連携した軽トラック市(4回)のほか、書初め・もちつき大会、雪上ミニ運動会など冬季の事業を充実し、集客の増加を図った。 展示室のリニューアル効果や多彩なイベントの実施により、年間入館者数が16年ぶりに5万人を超え、53,430人(前年比16,513人、45%増)となった。	A: 計画どおり 指定管理者選定公募を行い、2者から応募があった。選定委員会の審査の結果、1者を指定管理者に決定し、令和2(2020)年度から指定管理制度を導入する。 自主事業や賑わい実行委員会との連携事業のほか、ガーデニング講座やパソコン講座など文化・教養に関する事業も開催し、地域拠点としての充実も図った。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響による3月のイベント中止もあり、年間入館者数は49,909人(平成30(2018)年比3,521人、6.6%減)となり、前年度を下回った。

視点5：協働 地域の総合力の向上

取組項目	2 地域の活性化と協働		No	47
実施事項	食のイベントの見直しの実施		所管課名	農政課
現状と課題 (これまでの取組)	<p>食の地産地消推進事業として、平成26年度から「ばくもぐフェア」を開催し、平成27年度から「農業まつり」と「かしかり虹まつり」との同時開催となった。</p> <p>食の地産地消推進会議で、「ばくもぐフェア」は、食の地産地消の周知イベントとして、有効なイベントであり、継続して開催してほしいとの意見がある。また、市民からも好評であることから、イベントを見直し、「農業まつり」との一本化を進め、事務の効率化を図るとともに、地産地消や生産振興を含めた農業振興を進めるため、食の一大イベントとして開催する必要がある。</p>			
実施概要	実施の目的	食のイベントを一本化して開催することにより、事務の効率化と開催経費の節減を図るとともに、食の地産地消の周知啓発と農作物の生産振興、及び地域産業の活性化を図る。		
	実施の内容	同時開催である「ばくもぐフェア」、「農業まつり」、「かしかり虹まつり」を関係機関と協議をしながら、イベントを一本化して食の一大イベントとして開催できるように検討する。また、食に関連する市内の飲食業者や特産品販売業者等の参加を促すとともに準備段階からの協力によりイベントを作り上げていく。		
	最終目標	イベントを一つにまとめ、食の一大イベントとして開催する。また、他業種との連携を図りながらイベントを充実させていく。		
年度別計画及び指標	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	計画 (何をどこまで実施するか)	イベントを一つにまとめ、食の一大イベント開催に向けて関係機関と調整を図る。移行期間として、「ばくもぐフェア」と「農業まつり」の同時開催を予定している。	食の一大イベントとして開催する。参加団体との協働によるイベント開催方法について検討する。	前年の参加団体との検討会の決定方法により、食の一大イベント開催を目指す。
	内容	—		単位
	計画	—	—	—
	実績	—	—	—

進捗状況	年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
	中間	<p>A: 計画どおり</p> <p>平成30年度から二つのイベントを一本化し、食の一大イベントとして開催すべく、関係機関と協議を重ね、新たな実行委員会を設立する内諾を得た。</p>	<p>A: 計画どおり</p> <p>新たな食のイベント「秋の収穫祭」を開催するため、6月26日に秋の収穫祭実行委員会を設立し、10月28日(日)に開催することに決定した。その後出店者を募集し、9月末までに73団体の出店が決定した(昨年度の出店者数は50団体)。</p>	<p>一: 目標達成済</p> <p>従来のイベントを一つにまとめ、食の一大イベントを開催するという最終目標は達成したが、イベントの充実に向け、他業種との連携を更に強化していく。</p>
	期末	<p>A: 計画どおり</p> <p>イベントを一本化して開催することや負担金について、関係機関から内諾を得た。平成30年6月末までに、実行委員会設立総会を開催する予定。また、開催日は平成30年10月28日(日)で決定した。</p>	<p>S: 計画以上</p> <p>10月28日(日)にアルフォーレ及び駅前公園を会場に「第1回秋の収穫祭」を開催した。最終的に当初の予定を上回る73団体が出店し、3万人が来場した。</p> <p>一本化により事務の効率化と事業費の削減につながった。また、来場者数の増加に伴い、地産地消の周知啓発にも寄与した。</p>	<p>一: 目標達成済</p> <p>従来のイベントを一つにまとめ、食の一大イベントを開催するという最終目標は達成したが、イベントの充実に向け、他業種との連携を更に強化していく。</p>

今年度の行政改革推進委員会の予定

1 概要

(1) 第二次行政経営プランの実施結果及び検証に関する報告

平成29（2017）年度から令和元（2019）年度までを計画期間として実施した第二次行政経営プランの実施結果及び検証に関する報告を行う。

「質の高い行政経営による市民サービスの向上」を基本理念として取り組んだ47の実施事項について、実施結果を取りまとめ、検証を行うとともに、行政改革に資するものとして今後も継続して取り組むべき事項の洗い出しを行う。

(2) 行政評価（外部評価）対象事業選定

行政の透明性、公正・公平性を確保し、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、今年度も行政評価を実施する。

今年度は、庁内の内部評価を、財務部財政管理課を中心に実施し、8月上旬を目途に取りまとめを行う。取りまとめ後、行政改革推進委員会に提示し、9月下旬に行う外部評価会議の準備作業として、対象事業の選定作業を行う（おおむね4事業を想定）。選定方法等は、別途検討

(3) 外部評価会議の実施

(2)で選定した事業を対象に外部評価を実施する。

内部評価を中心的に実施した財政管理課、対象事業の担当課の職員が同席の上、事業概要の説明、質疑応答等を経て評価を実施する。

評価会議は、例年同様2日に分けて開催し、出席可能ないずれかの日又は両日に御参加いただく。評価方法は、別途検討

2 開催予定

開催日程		主な内容
第1回	7月29日	第二次行政経営プランの実施結果及び検証に関する報告
第2回	8月24日、26日のいずれか	外部評価の対象事業選定・評価方法の説明
外部評価会議	9月23日、25日、30日のいずれか2日	外部評価を実施（2日に分けて開催。出席可能ないずれかの日又は両日に御参加いただく予定）